

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経済常任委員会会議録			
日 時	平成15年12月17日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時00分
場 所	消防第2・第3会議室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、古沢副委員長、森井・井川・山口・見楚谷・小林 ・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	経済・港湾 各部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

それでは、ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、山口委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「朝里川温泉設備洗浄消毒事業の実施経過について」

(経済)観光振興室観光事業課長

朝里川温泉設備洗浄消毒事業の実施結果について報告いたします。

去る10月5日から10日までの6日間、市が所管する朝里川温泉設備の洗浄消毒作業を実施いたしました。作業後の採水検査では、国の基準値を下回りませんでした。当該作業は予定どおり実施されましたが、1号井からレジオネラ属菌が検出されたことが原因と分析し、1号井の揚湯をとめ、11月3日から5日までの3日間、再度作業を実施いたしました。その結果、貯湯槽をはじめ、4か所における採水検査ですべて基準値を下回ったことから、消毒洗浄作業を終了することといたしました。この検査結果を受けて、各温泉供給施設では、直ちに水質の自主検査を実施しましたが、すべての施設において、レジオネラ属菌は検出されなかったと報告を受けております。今後のレジオネラ属菌の殺菌措置につきましては、専門業者から提案いただいております数種類の方法の中から、本設備に適合した方法を選定するため、現在、性能試験を実施しているところであります。今後とも、温泉供給施設と連携をとりながら、適正な水質管理に努めてまいりたいと考えております。

委員長

「小樽市観光基本計画策定委員会の設置について」

(経済)観光振興室企画宣伝課長

小樽市観光基本計画策定委員会の設置につきまして報告申し上げます。

去る11月21日に資料1の委員構成をもちまして、小樽市観光基本計画策定委員会を設置し、第1回の委員会を開催しました。当日は、各委員に対し、委嘱状の手交を行った後、委員会規約の承認、委員長、副委員長の選出を行い、委員長には小樽商科大学ビジネス創造センターの奥田教授が、副委員長には社団法人小樽観光協会の小川原理事と小樽商工会議所観光委員会の田中副委員長の2名が選出されました。続きまして、本基本計画策定後の目的や観点、今後の委員会スケジュール等について、事務局から説明を申し上げ、ご議論をいただいたところであります。今後は、この策定委員会や庁内検討会議などでの議論を踏まえながら、平成16年度末をめどとして、本基本計画の内容をまとめていきたいと考えています。

委員長

「平成15年度企業立地状況について」

(経済)産業振興課長

平成15年度の企業立地状況につきまして、平成15年11月末までの実績をご報告申し上げます。

資料2を参照ください。

最初に、新規立地企業でございますが、銭函3丁目地域において、鉄製タンク製造の株式会社産鋼スチールが新たに立地決定いたしました。次に、平成15年度に入りまして、操業を開始した企業でございますが、石狩湾新港小樽市域においては生めん・ハム・ソーセージ製造の東洋水産株式会社が、勝納ふ頭工場適地において医薬品卸売の株式会社ほくやくが、また、銭函3丁目地域においては株式会社産鋼スチールが操業を始め、合わせて3社が操業を開始いたしました。この結果、銭函工業団地並びに石狩湾新港小樽市域の立地状況につきましては、平成15年11月末現在、銭函工業団地では合計117社の立地があり、分譲面積は63.6ヘクタール、分譲率は84パーセントとなっ

ており、これらの立地企業117社のうち、98社が操業を行っております。一方、石狩湾新港小樽市域につきましては、67社の立地があり、分譲面積は104ヘクタール、分譲率は44パーセントとなっており、立地企業67社のうち、32社が操業を行っております。石狩湾新港地域全体の立地状況につきましては、立地企業数が718社、分譲面積は747.2ヘクタールで、分譲率は61.9パーセントとなっており、立地企業718社のうち、563社が操業を行っております。なお、その他の地域ではございますが、本年8月、ガラス製品製造の株式会社深川硝子工芸が、東京都江東区から有幌町に移転立地し、11月から操業を開始いたしております。企業立地を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いておりますが、引き続き必要な情報収集に努め、さらに多くの企業の立地操業が図られますよう、努力してまいりたいと考えております。

委員長

「平成16年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求管理者案について」

(港湾)港湾振興室横山主幹

去る9月25日の経済常任委員会におきまして、石狩湾新港管理組合から事前協議のありました平成16年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求管理者案についてご説明いただきましたが、その後の経過について報告させていただきます。

本市といたしましては、これまでの管理組合負担金の軽減策について、本市の厳しい財政状況を管理組合はもとより、母体を構成する北海道、石狩市に説明し、協議を重ねてまいりました。現在、各母体も厳しい財政状況にあることから、北海道においては徹底した歳出の削減と組織のスリム化などを目標とする道財政立て直しプランを策定中です。また、石狩市においても、財政再建に向けた取組を進めているところでございます。また、石狩湾新港管理組合及び北海道、小樽市、石狩市で構成する石狩湾新港の運営に関する会議において、各母体の厳しい財政状況を共通認識の下で、組織体制を含めた管理運営経費の縮減、さらには利用計画や動向を見据えた事業の緊急性などを考慮し、ぎりぎりの期間まで協議を継続してまいりたいと考えております。平成16年度予算案につきましては、改めて本委員会で報告させていただきたいと考えております。

委員長

「北海道クルーズ振興協議会の設立について」

(港湾)港湾振興室横山主幹

北海道クルーズ振興協議会の設立について報告させていただきます。

去る11月7日に「北海道クルーズ振興協議会」が設立されました。設立目的は、北海道内の市や町、観光地、港湾の連携促進を図り、一体的に客船誘致や観光振興並びに観光産業の活性化を推進するとともに、効率的で効果的なクルーズ振興を図ることにより、北海道全体の地域振興に寄与することとなっております。事務局を北海道運輸局に置き、構成員は北海道運輸局、北海道開発局など国の機関をはじめ、北海道や道内13港などの行政体、さらには観光や交通などの各種団体や民間企業を含め、74の団体企業数となっております。今後は、北海道の観光資源を活用し、各地域が連携したクルーズ船の誘致活動を行うとともに、各地域におけるクルーズ船受入れのおもてなし体制の確立などの事業を行ってまいりたいと考えております。

委員長

「小樽港湾労働者福祉センターの処分について」

(港湾)港政課長

小樽港湾労働者福祉センターの処分につきましては、前回の経済常任委員会において報告させていただきましたが、その後の状況について、改めて報告させていただきます。

小樽港湾労働者福祉センターは、現在この施設を所有する雇用・能力開発機構が、平成16年3月、独立行政法人に移行することに伴い、同福祉センターをはじめ、同機構が所有するすべての勤労者福祉施設を、平成16年2月末

までに地元自治体等に譲渡するか、もしくは取り壊すこととされました。

小樽港湾労働者福祉センターにつきましては、本年2月に同機構より譲渡等の説明があり、その後9月には税込みで1万500円の譲渡予定価格の提示が行われ、市に対して早急に譲渡を受けるか否かの結論を出すよう要請がありました。市といたしましては、北海道港運協会や財団法人北海道港湾福利厚生協会など、関係団体と協議を行った上で、同センターは小樽の港に長年にわたり定着してきた施設であり、また今後とも港湾関係者の福利厚生施設として存続が望まれるところではありますが、近年、港湾関係者の利用が減少している実態にあること、また、設置後30年以上経過する老朽化した施設であり、厳しい財政状況の下、市が譲渡を受け、今後、施設の運営並びに維持・管理を行っていくことは困難であるとの結論に達し、11月28日付けで雇用・能力開発機構に対し、譲渡を受けない旨、正式に文書で回答いたしました。一方で、同福祉センターを存続させる一つの方策として、同センターの運営に当たっております財団法人北海道港湾福利厚生協会に対し、施設を取得して、従来同様、港湾労働者福祉センターとして運営できないものか、打診、要請をいたしますと同時に、その動静に注目をしてまいりましたが、このほど11月末に財団法人北海道港湾福利厚生協会の母体組織であります社団法人日本港湾福利厚生協会が、小樽の港湾労働者福祉センターを含めて、全国で拠点的役割を担う五つの施設について、雇用・能力開発機構から譲渡を受け、存続させる旨の方向づけがなされました。今後、社団法人日本港湾福利厚生協会と雇用・能力開発機構ほか関係機関が協議し、同協会への譲渡が正式に決定されるものと考えております。市といたしましても、状況は望ましい方向に進展しており、注意深く今後の経過を見守っていきたいと考えております。

委員長

「改正ソーラス条約による港湾保安対策について」

(港湾)工務課長

改正ソーラス条約による港湾保安対策につきましては、第3回定例会の当委員会において、その概要並びにその時点での状況を報告いたしました。改めて現時点での状況について、報告させていただきます。

お手元の資料3をごらんください。北海道開発局案による位置図でございます。これまでに国から示されました港湾保安対策のガイドラインによりますと、小樽港においてはコンテナヤードのある港町ふ頭をはじめ、輸入穀物やロシア船などが数多く停泊する勝納ふ頭、中央ふ頭、第3号ふ頭などの岸壁並びに荷さばき地において、フェンスや監視カメラ、照明設備の設置などの保安対策が必要となります。また、これらにかかる費用につきましては、現段階での国の試算では約6億円と積算されており、このうち国が3分の2を負担し、残り3分の1の2億円を管理者である市が負担するものとされております。ただし、国は当初、平成16、17の2年間で直轄事業により整備を行うこととしておりましたが、先月末、突如、平成15年度補正予算で今年度限りの補助事業として実施すると方針を転換しております。また、管理者負担分に対する地方債の充当も基本的には認められず、各港湾管理者にとって非常に厳しいものとなっております。特に北海道の場合は、他府県と異なり、財政基盤のぜい弱な市、町が港湾管理者となっていることから、特段の財政支援措置を講じるよう、北海道市長会や北海道港湾協会などを通じて、国に対し要請を行っているところであります。これらの財政措置だけではなく、ソーラス条約関連の国内法の整備が、当初の12月から来年4月に先延べされるなど、国の方針が不透明な状況ではありますが、小樽港が国際貿易港として発展を図っていくためには、改正ソーラス条約が発効する来年7月1日までに、保安計画の策定と所要の施設整備を完了する必要があります。また、今年度予算で対応しなければ、国の財政支援が得られない可能性が高いことなどから、平成16年第1回定例会で補正をお願いし、繰越事業として施工する予定と考えております。

今後、限られた期間の中で、国のスケジュールに合わせて早急に具体的な作業を進めていくこととなりますが、国の案をベースに、外国船停泊バースの集約や使用します材料、機器の使用について検討を加え、できる限り経費の節減に留意しながら、実効性の高い保安対策の整備に努めてまいりたいと考えております。

委員長

「道央4港振興ビジョンの策定について」

(港湾)工務課長

本年7月に北海道開発局が中心となり、北海道及び道央4港、室蘭港・苫小牧港・小樽港・石狩湾新港の各管理者による道央4港連絡協議会が組織され、その取組の一環として、「道央4港振興ビジョン」を策定することになりましたので、その背景と目的、経過について報告申し上げます。

まず、このようなビジョンを策定することの背景ですが、平成12年12月に国交省により、「暮らしを海と世界に結ぶみなとビジョン」が策定されました。また、これを受け、平成14年4月には北海道開発局により、「21世紀の北海道港湾ビジョン」が策定されました。これらの方針において、綿密な関係を有する港湾相互間の連携が明記され、その中で、道内で人口や産業が集積している道央圏の4港の重要港湾は、それぞれの立地特性を生かして、総体として北海道の発展を支える拠点としての機能を担うこととされました。

次に目的ですが、お手元の資料4をごらんください。

以上の背景から、北海道経済の活性化等を図るため、人口、産業が集中する道央圏を主な背後圏とする道央4港、室蘭港・苫小牧港・小樽港・石狩湾新港について、おおむね10年後を目標に、各港湾の立地特性を生かした今後の方向及び連携方策を含む具体的な取組について取りまとめるものであります。

次に、策定フローですが、こうしたことから、北海道開発局が事務局となり、学識経験者や各港湾を代表する業界の方々と交えた「道央4港を考える懇談会」を設立し、今後の方向と連携方策を五つの視点、1番目、物流産業への対応、2番目、災害危機管理への対応、3番目、観光への対応、4番目、リサイクル産業への対応、5番目、港町づくりへの対応から検討していただき、その提案を受け、開発局と北海道道央4港の管理者で構成する道央4港連絡協議会において、道央4港振興ビジョンを策定する予定となっております。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について、説明願います。

「議案第15号について」

(経済)観光振興室観光事業課長

議案第15号小樽市鯉御殿条例の一部を改正する条例案につきましては、本年9月2日施行の地方自治法の一部改正に伴い、本定例会に議案第6号小樽市公の施設の指定管理者に関する条例を提案しておりますが、この条例案に基づき、小樽市鯉御殿の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の改正を行うものであります。

委員長

「議案第16号について」

(港湾)港政課長

議案第16号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

昨年9月に小樽港で初めてとなる外貿定期コンテナ航路が開設されたことに伴い、コンテナ輸送に係る港湾サービスの向上を図るため、現在、輸入青果物の受入れに必要なくん蒸上屋の整備を進めているところでありますが、この施設は来年3月末に建設工事が完了し、平成16年4月1日から供用開始される予定がありますことから、当該くん蒸上屋に係る使用料を新たに設定するものであります。使用料の算定に当たりましては、コンテナ貨物量の推計等を基に積算した収支計画を踏まえ、道内各港における料金体系を参考に、本港における競争力を勘案し、隣接する石狩湾新港の使用料と同額とすることとし、1平方メートル1日につき180円と設定するものであります。また、これまで使用しておりました市営21号くん蒸上屋は、施設が老朽化し、機密性が保たれないことから、今年度よりくん蒸上屋としての国の指定を解除されたため、これに係る使用料につきましては廃止することとし、このたびこれらの措置に伴う必要な条例改正を行うものであります。

委員長

「議案第18号について」

(経済)水産課長

議案第18号公有水面埋立てについて、説明申し上げます。

今回の議案は、水産基盤整備事業として、北海道の直轄事業により整備を進めております塩谷漁港の整備に伴うものであります。去る11月21日、免許権者であります北海道より公有水面埋立免許の出願に係る意見について、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、地元市長の意見を求められており、異議のない旨、答申することについてご審議いただきたく、提案したものであります。

お手元の資料をごらん願います。斜線部分が今回埋立てをしようとする区域でございます。また、点線で表示している部分につきましては、新設予定の南護岸、南防波堤でございます。塩谷漁港の整備につきましては、平成13年度より着手し、これまで北防波堤、北護岸の改良等を実施してまいりましたが、今後は、南護岸66.8メートル、南防波堤200メートルの新設、船揚場40メートルの新設等の整備に取りかかることとなっており、これら整備工事に伴い、小樽市塩谷1丁目288番、289番の4、289番5、705番及び707番地先の公有水面埋立てを行おうとするものであります。埋立面積は519.20平方メートルを予定し、工事の施工に要する期間は3年3か月となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

共産党。

古沢委員

改正ソーラス条約について

やはり港湾部にソーラス条約で最初に聞いておきます。

資料でわかりやすい図面を出していただいておりますけれども、もともとこのソーラス条約の改正は、同時多発テロが起きた後、アメリカが国内法として海上保安法を制定する。それで一定の基準を設けて、その基準をクリアしない港からアメリカの港に入ってくる船については拒否をする。わかりやすくいえば、そういう国内法、海上保安法が制定されました。これを受けた形で、IMOでこのソーラス条約が改定されたわけですが、流れとしてはそういう流れでよろしいですね。

(港湾)港政課長

そのとおりでございます。

古沢委員

それで、簡単にお伺いしておきたいのですが、設定B、設定Cということで、各ふ頭施設が該当するそうです。保安対策として来年の7月まで国がまとめてIMOに保安計画を提出しなければいけないわけで、先ほど予算的な措置のことについても報告がありました。一気に事が進むのですが、そうしますと、例えば設定別でいいますと、Bといいますところのふ頭は、どのようなフェンスが設置されて、どのような設備が予定されているのか。それから、設定のCでいえば、それらのふ頭には同じようにどのようなフェンスが設置されて、施設関係、もう少しかみ砕いて説明してください。

(港湾)工務課長

お配りしました図面にもございますように、小樽港の場合、B設定はコンテナヤード及び旅客船を想定しております第3号ふ頭の一部となっております。この部分につきましては、実はAからDまでございます。それで、係留さ

れる外国船の大きさや年間の入港隻数、それから船のタイプ、こういったものでランクされております。それで、B設定の場合の具体的な数字といいたいまいしょうか、ガイドラインにつきまして、まだ国の方も不透明なところがございまして、少なくとも最低、どの部分もフェンスは回さなければならない。フェンスにつきまして、Bですと高さが2メートル40に返しといいたいまいしょうか、忍者返し、こういう斜めのものをつけると。それから、CとかDのレベルですと、1.8メートルということで、多少フェンスの高さは変わっております。それから、今、具体的なものは言葉で言い表せない部分もあるのですが、それに設置されますカメラ、そういったものの台数ですとか、そのカメラのレベルがAの方がずっと高く、Cの方が低いというような形になっております。

古沢委員

2メートル40ですか。世界記録を持っている人でも飛び越えられない。もっとわかりやすくいえば、マーカーしていただいておりますけれども、ふ頭の基部をシャットアウトするのではなくて、言ってみれば、水域側、ふ頭の先端がこのマーカーの海側とマーカーのふ頭側、そういうフェンスですとずっと囲われていくということで考えていいのだと思うのです。しかも、水域側を監視するカメラ、B設定でいえば、港町ふ頭と第3号ふ頭の赤マーカーのところは、水域側を監視するカメラと、それからそのフェンスの中を監視するカメラが設定されると。あわせて、例えば港に立ち寄りたいたいと一般の市民がここに立ち寄った場合、魚釣りをしたいと釣りざおを抱えて来た場合、そういった一般市民はどういうふうになりますか。

(港湾)港政課長

今、説明したとおり、岸壁自体がフェンスで囲まれるということになります。一応、人の出入りの管理というもの、制限区域というところを設定しまして、関係者以外、基本的には立入り禁止という措置がとられるわけございまして、今までのように開かれた港として自由に岸壁の先まで行って、一般市民が釣りをするという事は、基本的にはたぶんできなくなるというふうに考えてございます。

古沢委員

Bのふ頭でいえば、そうですね、一般市民もチェックされるわけですね。それには監視カメラもあるけれども、人的な対応でチェックされるわけですし、そこを何とかいかいぐって入ったとすれば、監視の対象になるわけですね。ここは入ったらどうなるのですか。要するに、犯罪行為になるのですか。

(港湾)港政課長

もちろん立入りをした場合は、関係者以外はすぐ排除されるという形になるというふうに言われておりますけれども、この辺、関連国内法の整備がまだできておりませんで、その辺の措置につきましては、詳細はまだ決まっていないというのが実情でございます。

古沢委員

ソーラス条約は、また改めて機会があると思っておりますので、いずれにしても、港になれ親しんでまちづくり、その歴史がある小樽にとって見れば、青天のへきれき、しかも2億円もかかるというのですから。市民から港を奪い上げて、そのために税金を2億円つぎ込まなければいけないという話ですから、とんでもない話だと思っております。外国の港は、実はこういう施設整備が進んでいると仮にしたとしても、小樽の歴史にとって見れば、アメリカの港や中国やロシアの港とは違うわけですね。親水空間として位置づけて、先ほど言いましたけれども、市民に開かれた港として整備計画をつくってきているわけですから、そういったものがある意味では否定されてしまう、そういう内容になると思っておりますけれども、これは異議ありという声を上げない方がおかしい話ですから、そのことだけはきちんと伝えておきたいと思っております。

くん蒸施設について

それとくん蒸施設の関係について、聞いておきます。予定しているくん蒸施設の使用料ですけれども、この港町ふ頭につくられるくん蒸施設でのくん蒸の仕方というのですか、輸入植物検疫規程の中にいろいろ定めてあります

けれども、どの方法によるくん蒸が行われるのでしょうか。

(港湾)港政課長

輸入青果物のくん蒸のございますけれども、くん蒸の種類は2種類ございまして、主にバナナですとか、グレープフルーツ、そういう果物関係は青酸くん蒸、青酸ガスを使ったくん蒸を行います。それから、タマネギですとか、豆類ですとか、それからクリですとか、そういったものは臭化メチルという薬剤を使ってくん蒸を行います。その2種類でございます。

古沢委員

規定を見ますと、処理時間は30分単位あるいは時間単位というのが多いのですが、今回提案されている内容でいいますと、1日単位で使用料が設定されていますが、特段そこを生じないのでしょうか。

(港湾)工務課長

この設定されていますくん蒸時間というのは、実際にガスを入れて密封し始めて、それが終わるまでをいうと。それで、その前段として、そこを開けて貨物を並べたり、いろいろな段取りがございまして。それから、ガスを密閉しまして注入する。それから、今度それを抜き取ったり、あるいは中和する時間がかかり、その何倍もかかります。それから、中和を確認して、それを出すということになれば、けっこうな時間がかかるということになります。

古沢委員

そこで、その使用料設定について、道内の類似港といいますが、石狩湾新港だとか、苫小牧だとか、室蘭、そういった類似港での使用料設定の状況をお知らせください。

(港湾)工務課長

現在、北海道内で公共でくん蒸上屋を所有している港は、今、委員がおっしゃったとおり、苫小牧、室蘭、石狩湾新港で、小樽がこれからできるという形になってございます。料金につきましては、石狩湾新港につきましては、先ほど説明したとおり、1平方メートル1日につき180円、それから室蘭港につきましても、基本的に1平方メートル1日当たり178円50銭という料金設定になっております。それから、苫小牧港につきましても、少しやり方が違ってまして、15日以内の使用につきましては1平方メートル1日ごとに33円60銭、それから16日以降一月までの使用につきましては1平方メートル1日ごとで51円45銭、それから一月以上占有使用する場合は1平方メートル一月当たり921円90銭という料金設定になってございます。

古沢委員

それで、よく様子が見えないのですが、特に苫小牧港ですよね。1日単位でくん蒸するわけだから、苫小牧の場合は15日までが33円、16日以降1日あたり51円45銭。今回、使用料を設定しようとする180円というのは、3倍から5倍ぐらい高い設定になるわけですね。何か施設の違いがありますか。

(港湾)港政課長

基本的には機能自体は同じだと思いますけれども、面積の大小もございまして、また、特に施設を使う場合の薬剤費、それから薬剤の廃液を処分する料金ですとか、そういったものも、小樽市の今考えている使用料、それから石狩湾新港もそうですけれども、管理者持ちという形で料金の中に含まれておりますけれども、苫小牧の場合は、その辺をすべて実際に使用する業者が負担するという形がとられている。ですから、実際、どのような経費になっているのか、その辺、ちょっと詳細は比較できない部分もあるのですが、今、調べました話によりますと、実際は、一つのくん蒸上屋を特定の業者が占有使用をしております、一番下の921円90銭という料金で通常は支払われているということでございました。

古沢委員

何度か説明いただいた折に、石狩湾新港と、いわば横並びといいますが、特にこうした施設を利用する関係者は、小樽、石狩湾新港を行き来するのでしょうか、そういう考え方が成り立つとは思いますが、それで、参考まで

に、各使用料関係ぶつけてみましたら、総じて小樽港の方が安値設定ですよ。新港が高いのかなと思ったら、引き船使用料が小樽の方が新港より少し高い設定になっているのかなと思っただけで、あとは総じて安値設定ですから。そういう意味では、いわば差別化といいますか、そういう意図があったのかなというふうには思っていたのですが、そういうことだったということを知っておいてください。

経営支援特別資金について

経営支援特別資金について、質問というか、確認させていただくという意味合いの方が強いと思うのですが、お尋ねをしたいと思います。

特に政策課題について、今回の議会では代表質問から議論が活発に行われてきました。その中で、経営支援特別資金についてですが、実は昨日の特別委員会で、今日、委員長を務めておられます佐藤委員の質問にかかわって、理事者側の答弁に疑問が生じたので、確認させていただきたいと思います。

佐藤委員長は、最初にこの支援特別資金をどのように考えているかというふうにお尋ねになったのですが、これに産業振興課長は、廃止の方向で今現在、検討させていただいているところでございますと答弁されています。間違いありません。

(経済)産業振興課長

今回の議会で提案させていただいています廃止を検討する事業ということで、経営支援特別資金も見ますので、今まで庁内の検討会議がありましたけれども、その3回の中ではその方向で進めさせていただいてきたところがございます。

古沢委員

これを受けて、私も全く同感だと思うのですが、佐藤委員長がこれを何とか継続できないかと。小樽市にとっては、経済政策としては、これは唯一と言ってもいいようなものなのだとことを強調しながら、場合によっては条件が変わっても残すというようなことを、意味合いではそういう意味も含めて、とにかくこれは廃止しないで残してほしいと、そういうような質問をされて、経済部長がこれに答えたのが、こうですよ。市としては、廃止という一つの考えを持って協議していたけれども、いろいろな意見もあったので、それらを基にして、今、提案された、実は、昨日ですね。提案されたようなことを含めて協議をして検討させていただきたいというふうに経済部長は答弁されているのですが、これも部長、確認させていただいていいですか。

経済部長

おおむねそういうニュアンスで申し上げましたけれども、申し上げたのは、今議会の中で、委員会も含めてですけども、いろいろな角度でのご意見をいただきましたので、それら全般を踏まえて、さらに検討させてもらいたい、そういう意味で申し上げたわけです。

古沢委員

これはもう初日の代表質問から議論展開されているテーマでして、我が党の新谷議員が代表質問で、市長に答弁を求めたときに、市長が最初に答弁されたのが課長の答弁と全く同じ内容の答弁でした。新谷議員は、再質問で何とか残してほしいという内容で、もう一度この問題について取り上げております。再質問に対して、市長は、いわば趣旨としては、部長が先ほど紹介したようにお答えになっているような内容で、そういう意味合いを含めて再質問で答えられております。承知していますよね。

経済部長

承知しております。

古沢委員

そういう議論経過があったにもかかわらず、廃止の方向で検討をさせていただいているという最初の答弁というのは、びっくりしたのですよ、私。それで、つい日ごろおとなしい私も、不規則発言を入れざるをえなかった場

面だったのです。だから、これはぜひ確認したいと思うのです。そうしますと、どうですか。議論が始まる前に、理事者側の方で考えていたのは、実は廃止の方向だと。これは間違いないでしょう。けれども、今回の議会の中で議論が進んでいって、実は廃止の方向に軸足あったのだけれども、何とか残したいという議会側のそういう意思も受けて、そして軸足をそちら側の方に移したというふうに私は理解しているわけですが、そういう理解でよろしいですか。

経済部長

一つは、この経営支援特別資金につきましては、今回、定例会の中で議案をお願いしているということではなくて、あくまでも要綱で実施している制度です。ただ、今回、健全化のいろいろな提案をする中に、大きな施策ということで、私どもが今、健全化の中で検討している途中経過を申し上げて、財政の厳しい部分を考えれば、廃止をせざるをえないという立場にいるということを事前に申し上げて、今回進めてきたと。

ですから、我々としては、今回、具体的な我々の考え方をきちんと提案申し上げて、それでご意見を伺っているということよりも、途中段階で、一つは財政健全化全体の中では、やはり廃止、縮小せざるをえない事業の中に位置づけながら、お話をしてきたと。もちろん、これの最終的な判断というのは、次の議会の中で議案として出てくるわけですから、その中で私どもは最終判断をします。ですから、今回のいろいろなご意見、それらを踏まえて検討していく。ですから、軸足がどちらへ移ったかということよりも、もともといろいろなご意見を伺って、最終的な判断をしなければならないという立場ではいたということでご理解をいただければと思います。

古沢委員

廃止、縮小ではなくて、最初にお尋ねしていますけれども、廃止で検討していたのです、これは。ところが、今、お尋ねしたように、廃止の検討というふうに軸足がずっぱり、軸足って、両足がそっち側に行っていたのですが、そうはいかないぞというふうに軸足は何とか残せないかということで検討するという側に、軸足を移動させたということは間違いないでしょう。違うというふうになれば、また、議論は別に始めなければいけませんから。そういうことでいいのでしょうか。廃止という軸足が移ったのでしょうか。

経済部長

もともと委員会の中で私どもが協議をする場というのは、それはたまたま経営出身の職員がけっこうおりまして、彼らのノウハウも生かしながら、今、検討していると。その中で一つの考え方を私どもは受けて、最終的に市で判断していくと、こういう形で整理しようと思っていますので、そういう意味ではいろいろなご意見を受けて、私どもとしては軸足が移ったという意味よりは、いろいろなご意見があるなというのを確認して、それらも踏まえて判断をしていくと。

古沢委員

廃止に軸足を。

経済部長

廃止を検討しているということではございません。

古沢委員

違うの。

経済部長

廃止を検討しているということになると、廃止をするためのいろいろな議論をしているということで、そうではなくて、廃止も含んでいますけれども、いろいろな立場での検討を進めているということで、ご理解いただければと思います。

古沢委員

廃止を検討しているのではないというのですから、やはりステージが変わったのですね。軸足が嫌だったらいい

です。検討するステージが少し変わったのですね。それは間違いないですね。わかりました。そういうふうに確認したいと思います。

それで、実は今回、陳情が上がっておりますけれども、一定の見解をお尋ねしたいと思いますが、この陳情を正確に読んでいただきたいと思うのですが、今ある制度をそのまま残してくれとは言っていないのです。そういうあれこれの事情は、それなりに考えていただいた上での陳情になっているなというように私は受け止めているのですが、何とか制度を継続していただきたいというふうに言っていることですから、これは言ってみれば、この陳情のストーリーは現行のまま残してくれということから、多少条件が変わっても制度はなくさないでくれという、そういうステージになっているのでしょうか、そういう陳情の趣旨については、今の議論を踏まえて、どのような見解をお持ちですか。

(経済)産業振興課長

経営支援特別資金の存続方ということで、陳情が出ておりますが、一応庁内の検討会議の中でも以前から検証ということで、例えば限度額のことはどうだったのかとか、損失補償の関係又は保証人の関係とかという形で議論してきた中で、この部分ではそれ以外にも、マル樽資金の限度額がどうなのだろうとか、又は年限について今7年ですけれども、それを10年にするのはどうなのだろうかという議論もしていく中では、何とか存続ということでこちら出ておりますけれども、そうならないと時の場合も可能性としてあるということで、どこかで何とか市内の企業の皆さんに、たいへん厳しい状況の中で、何とか今、現状、ある制度、これを緩和するといえますか、企業の皆さんにとって使いやすいような形でということで、検討会で出ております。

経済部長

陳情のご趣旨というのは、議会の中でもいろいろご意見をいただいた部分と、ほぼ相違ない形でのご趣旨だというふうに思いますので、これはこれとして私どもとしてはこういうご意見と受け止めて、これもまた今検討している私どもの会議の中で話をしながら、こういった陳情が上がっているよという話はさせていただきたいと思っております。

古沢委員

つまり軸足がそちらに動いたか、検討のステージが若干変わったかは別として、変わったことは事実ですから、確認いただきましたので、その中ではこの陳情の趣旨に沿うような制度を維持する、継続をするという方向で、いわば私なりにいえば、大きく検討方向が変わったという歓迎すべきことだと思っているわけです。ぜひ議会の意思としても、さらに皆さん方がそういう方向で、仕事をより進みやすいように、できれば議会の意思決定をしていきたいものだなというふうに思っております。経営支援特別資金については、以上です。

鯉御殿について

もう一つ、議案で提出されております鯉御殿のことをお尋ねします。事の性格上、ここに教育委員会の方に来ていただいてお答えいただかなければいけないような話になるのですが、そのことをあえてお断りしておりますので、お尋ねしたいと思います。

鯉御殿は、道指定の有形文化財ですね。いつ指定されたのか、まず、お知らせください。

(経済)観光振興室観光事業課長

小樽市鯉御殿は、昭和35年5月31日に道指定の有形文化財になっております。

古沢委員

一方、文化財保護法を受けて、小樽市にも文化財保護条例というのがあります。同時に、その規則で文化財審議会が設置されています。所管は教育委員会です。同じくこの審議会の意見を聞いて、教育委員会として文化財を指定する。つまり市の指定文化財ですが、そのうち市が指定している有形文化財というのは、どういうものがありますか。

(経済)観光振興室観光事業課長

私どもで把握しております市指定の有形文化財ということになりますと、木造の聖観音立像というものが当たります。そのほかに、昨年9月17日に市の有形文化財に指定を受けました日本銀行旧小樽支店、この二つがございます。

古沢委員

これらとは別に、国又は北海道が指定する文化財、そのうち有形文化財、どういうものがありますか。

(経済)観光振興室観光事業課長

国、道ということですが、まず、国の方で申しますと、有形文化財よりも国の場合は重要文化財、それから指定史跡がございます。指定史跡は手宮洞窟あるいは忍路環状列石、いわゆるサークルストーン、そういったものがございます。国の重要文化財では、旧日本郵船小樽支店、それから一昨年の11月に指定を受けました旧手宮鉄道施設といったものがございます。それから、道の指定ですが、今お話が出ています鯨御殿、それから五百羅漢像といったものが有形文化財となっています。

古沢委員

大した問題にしていなかったのですが、実は所管が違いますけれども、総務常任委員会に公の施設の指定管理者に関する条例改正があるものですから、それとの関連でこれは賛成できないなというふうにただ思っていたのですが、今、お尋ねしたところまでいって、あれと思ったのです。これ、鯨御殿がなぜここで議論されなければいけないのだろうと疑問に思ったのです。鯨御殿の管理者は、観光事業課長です。道指定の有形文化財なのに、鯨御殿の管理者は教育委員会の社会教育課長でなくて、観光事業課長になっているのですか。このような文化財施設関係で、鯨御殿に類する、つまり教育委員会ではなくて、他の部が所管するような施設というものはあるのでしょうか。

(経済)観光振興室観光事業課長

文化財の指定を受けております施設で、私ども以外で施設を所管しているところはないと思います。

古沢委員

それで、なぜ鯨御殿だけが文化財としての輝かしい地位をはく奪されているのか。その理由、原因、経過を説明してください。

(経済)観光振興室観光事業課長

これはだいぶ古い話になるのですが、今残っております資料に基づいて把握しておりますところでは、鯨御殿はそもそも昭和33年の北海道大博覧会の開催に合わせて泊村から移設されたということで、これがこの年の11月に小樽市に寄贈になっております。この大博覧会当時から、この鯨御殿は休憩所あるいは貸席といったことで、古い資料では貿易会館食堂が北炭と契約をして、食事等を提供していたということがございますので、レクリエーション的な施設の活用ということがあったのかなど。それから、寄贈を受けて、翌年の5月1日から小樽市鯨御殿ということで開設されますが、それ以来は経済部の水産課が所管してございました。以後、50年代の半ばごろから、これははっきり申し上げられないのですが、観光課の方へ所管がえになっているということなのですが、昭和34年の条例改正当時の改正案の第1条に基づきますと、「市民の休憩集会等に便宜を供与するとともに、漁業知識の普及を図り、あわせて観光に資するため、市に鯨御殿を設置する」ということになっておりますので、これは文化財の指定を受ける前からの条例でございまして、その点では文化財という位置づけよりも、市民のレクリエーションあるいは休憩施設と、なおかつ漁業知識の普及といったことが主たる目的で開設された施設ということで考えますと、その流れをくんで水産課から観光課、つまり経済部での所管となっているのではないかというふうに考えてございます。

古沢委員

その流れからすると、やはり鯨御殿は、市としては文化財という位置づけではないということですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

これは、もちろん今の小樽市の鯨御殿条例によりますと、文化財であるとともに市民文化の向上、それから観光に資するというを目的として設置されているということですから、当然文化財ということは注視されているというふうに考えています。

古沢委員

そこで、具体的なことで聞きますが、鯨御殿は通年開館ではないですから、15年度はもう閉めていますね。15年度の入館者数と入館料はどういう状況になっているか、示してください。

(経済)観光振興室観光事業課長

15年度の入館者数につきましては、一般見学者と団体見学者、合わせまして5万9,910名、入館料につきましては、トータルで1,159万580円となっております。

古沢委員

これに類する施設ですが、先ほど答えていただいた旧日本郵船、これは文化財として教育委員会所管ですから、そちらから入手しました。金額的にはだいぶ違いますけれども、15年度中はまだ日本郵船の場合、通年開館ですからまだ数字は出ていません。14年度で行きますと、入館者数は2万3,000人弱ですね。入館料収入が192万円です。ですから、これから比べると、入館者も入館料も鯨御殿は一けた違うという状況になっているかと思うのです。

そこで、今回この条例の一部改正案が提案されています。公の施設指定管理者に管理委託することができる。つまりは民間法人のだれにでもいいよというふうになるはずですがけれども、これまでの経過も含めて、こういったところに管理委託するおつもりでいたのか、おわかりであれば。

(経済)観光振興室観光事業課長

先ほど申し上げましたとおり、本年9月2日に地方自治法の一部改正ということがございまして、実は私どもはその前段、本年度の当初から、16年度には鯨御殿の管理委託を検討するというところで作業を始めておりまして、その相手方といたしましては、特定の事業者に対しての打診を図って、この応諾についても協議をしていたところでございます。そういったことがあって、地方自治法の改正ということになりましたので、これに沿った形でこの鯨御殿の条例も一部改正したという経緯がございます。

古沢委員

部長、仮の話ですけれども、鯨御殿だけが教育委員会の所管から外れる。つまり文化財としての名誉ある地位から外されている。これが、他の施設と同じように、経済部がかかわるものではなくて、教育委員会の文化財施設だというふうになっていたとすれば、この鯨御殿だけ民間に管理委託するなんて方向は出てきたでしょうかね。どういうふうに考えておりますか。

経済部長

例えばの話ですけれども、今、公の施設の指定管理者の関係が法的な制度になりましたので、今回、こういう形で鯨御殿条例を出していますけれども、仮に今おっしゃいましたほかの文化財の関係でも、これは指定管理者に委託するということはありうるわけですから、それについては現行の条例でいえば、今回出さなくても、間に合うというような関係もあって、先般、本会議の中でも議論がありましたけれども、それらについての検討もまたしているのだらうと思います。ですから、たまたま鯨御殿については、私どもが今、民間委託を考えていたようなことと、今回の公の施設の条例改正となったものですから、今回、こういう形で、一方では公の施設の条例が出て、あわせて鯨御殿の条例が出るという、こんな形になりましたけれども、意識的に先頭切ってやりたいとかという意味ではなくて、もともと考えていた鯨御殿の民間委託の関係がこうなったものですから、こういった形で条例を出すということにならざるをえなかったという、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

古沢委員

持って回ったような質問をさせていただきましたけれども、これが皆さん方の中に、例えば旧日本郵船と同じように文化財ですよと、その他の史跡と同じように文化財ですよと、そういうものだったとしたら、果たしてそういう検討が鯉御殿だけ抜き出して始まっていたらどうかというのが私の疑問なのです。今、部長の答弁でしたら、たまたま鯉御殿、そのほかはまだ後からでも間に合うよと、おっしゃられるとおりだと思います。旧日本郵船株式会社小樽支店条例、これだって、そういう意味では公の施設の指定管理者、地方自治法の改正を受けて、同時に出でしかるべきだなと。ところが、出ていませんよね。やはりそういう文化財としての位置づけというのが、きちんと確立されていないというか、輝かしい名誉ある地位を与えられていないがゆえに、鯉御殿は、今回、この条例の一部改正につながってきたのではないかというのが、私の最大の疑問なのですが、いかがですか。

経済部長

これは、私の見方ですけれども、決して文化財としての輝かしい地位がはく奪されているとは思っておりません。現実に祝津地区の中で、あれだけの構えの中で6万人ぐらいの人がいまだに見ていただいているという。ある意味では、市民の皆さんにも見ていただいていますけれども、子どもたちも行っていますけれども、多くの道内、道外からいらっしゃる方に、あれだけの施設を見ていただいて、そしてあわせて祝津観光の発展に寄与しているということからすると、たいへん大きな位置づけだと思っていますし、私らも何回も見ていますけれども、文化財としての価値もじゅうぶん、それは見てくださる方々はわかっております。決して名誉を奪っておりませんで、まだじゅうぶんそういうような形で、現在、これからもそういった形の中で運営されていくというふうに確信をしております。

古沢委員

例えば、料金設定にだって、それが表れているでしょう。鯉御殿は、大人200円、子ども100円ですよ。旧日本郵船、大人100円、子ども50円ですよ。だから、その位置づけたるや、観光施設、レクリエーション施設というふうに事の始まりというのが基本的に底流にある鯉御殿の場合は、料金設定の表れ方だってそういうことではないかと私は思うわけです。だから、今回の条例改正案には、基本的には、私はそういうことも含めて賛成はできません。そもそもが地方自治法第244条の2を改正することについて、私はいかなるものか、賛成できないというふうに思っているのですから。公の施設をこれからすべからく民間法人に門戸を開く、拡大をする、規制緩和をする、そういうことは一見よさそうに見えるのだけれども、それは言ってみれば、市民の財産である公の施設、それを市がそういった責任から後退をするというふうなことを意味すると思うからです。ましてや、今、出てきているように、大事な大事な有形文化財を、イの一番にこういう形で法改正に合わせて条例改正をして、管理委託しようとするにつなってしまうのではないかと、そのことを最後に私は質問を終わりたいのですが、そういうふうに思うのですが、それに対する意見はありますか。

(経済)観光振興室観光事業課長

小樽市鯉御殿は、今後、指定管理者の下、管理することになったとしても、所有者はあくまでも小樽市なわけです。その点では、管理をお願いをするということであって、これは文化財を投売りするつもりは全くございませんので、その点は誤解をいただかないようお願いをしたいと思います。あくまでも私どもは市民の財産として所有するというところでございます。

古沢委員

今度の法改正、投売りもできるのだから。念のため、教育委員会で聞いたらびっくりしましたけれども。

(経済)観光振興室観光事業課長

それはもう聞いています。そういうことはいたしませんので。なおかつ、これは民間に任せると不備が生じるというようなニュアンスでございましたが、私どもは逆に、そういう意味では積極的な解釈をして、民間のノウハウ

を導入することによって、施設の機能あるいは管理等も効率的に、あるいは効果的に運営を行っていただけるとい
うような点で、今後、事業者を選定していくつもりでございますので、その点でも私どもは民間にお願いすること
によって、そういった効果を期待するというところでございます。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

中古車の輸出と放置車両について

最初に、港湾部の方にお尋ねいたします。近年、小樽港からロシア向けの中古自動車の輸出が大幅に増加してい
る。そのまま乗れる自動車があるが、ほとんどが高品質の日本製の部品を取り外して再利用するのが目的と聞いて
おります。そこで、近年のロシア船の入港数と車の輸出台数をおわかりになっていたら教えていただきたいと思
います。

(港湾) 港政課長

ロシア船の入港状況と、それからロシア向けに出ている中古車の輸出台数でございますけれども、まずロシア船
の入港隻数につきましては、平成15年の1月から10月までの間に、525隻の入港がございます。ちなみに平成14年、
昨年は、1月から12月までの1年間で792隻でございます。それから、中古車の輸出台数でございますけれども、
これは今、申し上げますのは、正規の輸出品としての台数でございますけれども、今年の1月から10月までの間に
1,858台、昨年の同期間で1,782台となっております。この中古車自体は正規の輸出品でございますけれども、ほ
とんどの港で見かける、積み込んでいる自動車は、正規の輸出品ではなくて、携帯品として手荷物扱いで持って
いくものが9割方でございます。その台数につきましては、把握されておりません。

井川委員

小樽としましたら、1,858台が正式に税関を通過して貨物扱いの利用だということで、本当に一部にすぎない
と思えますが、圧倒的に多いのは個人の手荷物扱いの中古車が、関係筋によりますと、実に年間1万5,000台か
ら2万台近くが運び出されている。非常に私たちが常識で考えられないような数字なのですけれども、これは何か
先ほどお聞きしましたら、法には触れていないということなのだそうですけれども、本当にこの数字には驚かされ
ております。必要な部分だけを取り出した残りがいが不法に放置されておりますが、現在、中央ふ頭、勝納ふ頭での
放置台数がわかればでけっこうでございますので、教えてください。

(港湾) 港政課長

今朝、そういうお尋ねをお聞きしまして、調べてみしましたら、勝納ふ頭に、今、放置車両と思われるものが10台、
それから中央ふ頭は先日まで6台ございましたけれども、つい最近処分いたしました。あと、色内ふ頭に2台あり
まして、今、12台放置されたままあるというふうに認識しています。

井川委員

せっかく観光客が港を目当てに目玉であるその港へ来て、小樽にとってはこういう放置がされているばかりに、
イメージダウンにつながるのではないかと思うのです。ほとんど見ましたら、無残に半分にもぎ取られているとか、
車の形をしていないで残っている部分が非常に多いのです。たいへんみっともないというか、観光客にとっては何
だろう、小樽の港はと、がっかりして帰られる方もいらっしゃるというお聞きしております。それで、こういう状況を
考えて、これから、例えば放置をしないような方法をとるのには、どのような対策をお考えになっているか、ある
いは撤去費用についても、どのぐらいの撤去費用を見ているのかと、そういう面でお尋ねしたいと思います。

(港湾) 港政課長

この放置車両問題につきましては、我々もたいへん苦慮してございまして、まず、実際に船が着いていて、車を

岸壁に並べるわけですが、どの車が放置されている車で、どの車が積んでいく車なのかなかなか把握できないというのがございまして、船が出ていって、しばらくしてから置きっ放しにしてありまして、その時点でわかるというようなことがあったりしまして、これは四六時中、24時間我々が現場について監視できれば、そういうことも取り締まれるということはあるでしょうけれども、なかなかそういうわけにもいかないものですから、決め手がないというのが現状でございます。先ほど申し上げましたソーラス条約の保安対策ということがございまして、来年の7月までには外国船の着く岸壁にフェンスなり、自由に入出入りできないような対応をするということになってございまして、それを含めて、今後、ソーラスの保安設備に合わせて、この放置車両、それからロシア船の中古車の整然とした積み込み体制みたいなものを、部内で検討していこうかという話になっております。今時点では、なかなか決め手がないという状況になっております。

井川委員

ちなみに1台撤去するのに、どのぐらいの費用がかかるのでしょうか。

(港湾)港政課長

実際には、いろいろ個人の財産という問題もございまして、放置されても、とりあえず車のナンバーは通常ついておりませんので、ボンネットなんかが開けば、エンジンのナンバーを見たりして、それがわかれば警察なり運輸局に照会をして所有者を捜すという形になるのですけれども、それでもなかなか所有者が追跡できなかった場合には、ある程度の時間を置いて、一応通知をして、張り紙などをして、いついつまでに撤去しなければ処分しますということで、だいたい一月から3か月ぐらい置くということが多いのですけれども、その後、業者にごみとして処分をしていただくと。正確ではないですけれども、聞いている話では、1台につき数千円かかるというふうに聞いております。

井川委員

青果物卸売市場について

それでは次に、青果物卸売市場の事業についてお尋ねいたします。

水産物の卸売事業と比較しまして、決算を見ましたら、赤字のようございまして、その原因についてお伺いしたいと思います。

(経済)青果物卸売市場長

決算状況になりますけれども、14年度で歳入で6,100万円です。歳出で7,000万円、一般会計から900万円ぐらい持ち出しがあるのですけれども、これは、職員の給与費もこの中に入っています。この辺のところもあるのですが、全体的に見ますと、物流が変化しまして、すべて卸売市場を通して物が動くというシステムが変わりまして、どちらかといいますと、大型店が直接配送センターを持ちまして、あるいは産直をやりまして、なかなか取扱量が減っているというようなことも耳にしているところでございます。

井川委員

今、大型スーパーが産地で買いつけをなさったりして、非常に検討していらっしゃるということで、仕入れに問題があるのではないかというお話をちらほら聞きまして、あるいはまた業者、例えば樽一みたいなああいう業者への、そういう指導が市側としてあまり行き届いていないのではないだろうかというお話をちらほら聞いておりますので、そういう面で改善する面があったら、お知らせいただきたいと思っております。

(経済)青果物卸売市場長

私ども市場に入っていますし、農政課も入っていますし、農業委員会も今、市場に入っておりまして、樽一ともいろいろとお話を運営委員会とかでやっているところでございます。ただ、樽一の次に今度、中卸が13店舗ほど入ってまして、中卸さんの営業活動といいますか、そういうスーパー、大型店、量販店に対する営業活動といいますか、これが若干弱いのではないかということで、私どももせんだって大型店等に行きまして、できるだけ市場を通

して物を仕入れてくださいますようにと、回ったところでございます。これからもそういうような活動を、公設市場としまして、安定供給していかなければならないものですから、やってまいりたいと思っております。

井川委員

台所を預かる私たち主婦として、たいへん興味を持っておりますので、何とか自助努力で頑張っていたきたいと思えます。

中心3商店街の空き店舗数について

それでは次に、空き店舗についてですけれども、私も再三この経済常任委員会のたびにお尋ねしているのですけれども、現在、中心3商店街の空き店舗数についてお尋ねいたしたいと思えます。

(経済)佐藤主幹

中心3商店街の都通り、サンモール、それから花園銀座、今月3日に調査いたしました結果を、お話ししたいと思います。都通りにつきましては、空き店舗7店舗、空き店舗率8.4パーセントでございます。サンモールにつきましては、空き店舗数が3店舗、空き店舗率9.7パーセント、それから花園銀座商店街につきましては、空き店舗6ということで、空き店舗率6.6パーセントということになっています。

井川委員

数からいったら、たった16店舗なのですけれども、距離が非常に短いわけです。ですから、観光客にとってみましたら、まず、都通りから入ってきて、ちょっと曲がって丸井の前に空き店舗があったりということで、非常に目指す場所にけっこう空き店舗が、今、私たちもたまに行って寂しいなと思っております。そういう部分について、ずっとあけておかないで、私たちの考えとしましては、イベントをやると何とか人が集まるのではないだろうか。毎週毎週イベントというのはたいへん難しいと思うのですけれども、そういうところで、例えば、前に商大の学生ですか、ハロウィンですか、ああいう感じでイベントをやると、けっこう人が集まるのです。ですから、時々そういうイベントをやっていただいたら、そういう空き店舗を利用して、イベントをやっていただく。こういうふうになると、ある程度、空き店舗が少しふさがるような感じもいたします。それとまた、小樽には、オープンカフェみたいなどころ、例えば気楽にお茶を飲んでちょっと休憩するという場所が非常に少ないです。私たち、東京やいろいろなところに行ってみますと、オープンカフェが非常に多いのです。ちょっと足を休めるのにはたいへん都合のいい場所なのです。しかも、安くコーヒーを飲めたりということで、そういう部分で、小樽に観光客の方がいらしても、そういう場所がないという、苦情もけっこう聞いております。そういう空き店舗を利用して、何とか市の方でもそういう指導をできないものかなと思っております。いかがなものでしょうか。

(経済)佐藤主幹

空き店舗の活用の関係についてでありますけれども、今あります中心商店街の中でも、例えば空き店舗をチャレンジショップとして活用したいという意向のあるところもあれば、空き店舗の場合、大家が商店街であるということとはまずほとんどなくて、いい場合は、商店街の中にいらっしゃる事業者の方が空き店舗のオーナーということもありますけれども、だいたいは市外の方、札幌の方、特に都通りの場合は、東京の方ということになっております。そういうチャレンジショップ的な活用について、なかなか大家の方でうんと言ってくれないということもあります。ただ、今、委員がおっしゃっていますとおり、マイカル小樽、今はウイングベイ小樽ですけれども、土曜、日曜はイベントを実施しておりますので、相当若者を中心に出席しておりますので、商店街でも、今後、空き店舗のチャレンジショップ的な活用、土曜、日曜のイベントの実施等を含めて、話をしてみたいなどは考えています。

それから、今のオープンカフェの活用方法なのですけれども、このことにつきましては、例えば都通り商店街は80店舗弱でございますけれども、飲食店が4店舗しかないのです。飲食店といいますのは、ラーメン、そば、カレー、そのほかに喫茶店も7店舗ありますけれども、あまとうがつい最近またリニューアルオープンのように隣の樺商跡に店舗開業いたしましたけれども、喫茶店も相当大きさが無いということで、観光客、市民の方もそうなのですけ

れども、特に観光客の方々からの、商店街に対してのそういう飲食店の要望というのは聞いております。それから、都通り商店街の方も、やはり観光客がいらっしゃる商店街ということになっておりますので、今後、空き店舗については何とか飲食店をとという方向で、大家と話し合っておりますけれども、飲食店の前に、まずずっと空き店舗の状態なものですから、なかなか今の景気の状態の中では、飲食店以外も入れないということになっております。それで、花園銀座商店街の玉光堂が店を閉めたものですから、せんだっての商店街とのお話の中でも、ああいうところに、例えばウイングベイなんかにありますシアトルズベスト、それから店舗は全国展開のスターバックス、ああいう形で、お客さんのちょっとしたカフェテリア、休憩施設をとということでお話ししたのですけれども、オーナーの方からは、なかなかいろいろなことがあって難しいという話を聞いています。

井川委員

たいへんご苦勞をされているようですけれども、やはり何といても小樽の街なかというのは、あまり明るい感じがしないというのが観光客の一般的な印象なのです。それで、そういう部分的なちょっと気の休まるような場所がないということが原因かなとも思うのです。

先日、経済常任委員会で岐阜の柳ヶ瀬ですが、その商店街を見まして、森井委員と一緒に行ったのですけれども、本当に都通りみたいな商店街、シャッターがおりた商店もいっぱいありましたけれども、その中で体験コーナーを設けたガラス屋があったり、私も森井委員と一緒に体験をしたのですけれども、本当にあんな小さなお店でも、何か一生懸命頑張っている、そういう部分を見まして、小樽はまだまだ頑張りようが足りない。本当に昔の小樽の商人魂がどこに行ったかなと思うような、そういう感情を私も受けてまいりました。本当に、あと何十年と続くこの商店街のこれからの課題だと思うのですけれども、私たちが元気なうちに後輩にいい財産というのですか、いい観光の灯を残さなければならぬなと思っております。

屋台村のイベントについて

次に、屋台村のイベントについてお尋ねいたします。

現在、何か中央市場に決まっているような話をお伺いしましたけれども、私たちの考えといたしまして、旧手宮線に屋台村を出したら、駅からおりてきまして、旧手宮線というのはまちとつながっているような感じで、観光客の流れが非常によくはないかと。中央市場の方に行きますと、ちょっと場所が外れているのです。いろいろな設備の問題、あるいはいろいろな問題があって、これから旧手宮線につくるとなると経費の面で大変だと思えますけれども、ずっと長い目で見たら、私はそういうところにお金をかけても、きっとこれは採算が合うような感じになるのではないだろうか。何といても、観光客を滞在型に結びつけるという意味からいったら、大きなプラスになるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(経済)佐藤主幹

今回、雪あかりの路期間中に開設を予定しております屋台村につきましては、平成15年度の全国都市再生モデル調査という中の一つの事業として、小樽市が提案書を出した結果、採択された一事業として実施する事業で、一つの社会実験の位置づけです。この扱いにつきましては、官と民が協働して行うという、そういう位置づけになっております。それで、国に出した提案書の中には、頭から中央市場と書いたわけではなくて、この調査の一つの目的が、新都市軸を活用したまちづくりということで、今年度整備が終了いたします駅前道道中央通線、区画整理によって18メートルが36メートルになるこの道路に対する横軸の中に何か魅力ある施設をつくった場合に、例えば縦軸を使った歩行者が、新たな横軸の歩行動線を見出すのではないかと。そして、また、中心市街地の活性化の魅力づけにもなるのではないかと、そういう可能性調査ということで行っていこうと。ですから、その提案書の中には、市内で空き小間の目立つ小売市場と、まとまった未利用地である旧手宮線用地ということで、この二本立てで国には提案書を出しています。戻ってきた結果、今年度中に実施しなければならないと。国から国費をいただくわけですけれども、そうになりましたときに、冬にその手宮線で屋台村を実施するということになりますと、基本的には除

排雪の問題、それからプレハブをつくる。そうした場合に、上下水道をつけなければならない。ガスをどうするか。都市ガスを引くのか、プロパンでやるのか。さまざまなそういった問題がありまして、今回は中央市場の空き小間が現在45パーセントぐらいなのです。ですから、中央市場の現在のままで、あそこに全部で中央市場が3棟ございますけれども、市道大通線から上、山田帽子店がある2棟、もう一つ上の写楽カメラ店がある3棟、この中を使って実施すべく、今、中央市場とお話をしているところです。

ただ、委員がおっしゃいました旧手宮線につきましては、私の方から言ってどうか分かりませんが、将来的には常設的な屋台村ができれば、それは小樽の魅力ある観光施設の新たな創設ということになると思いますので、私ども担当レベル、TMOを担当します商工会議所、それから、私どもの上の段階の街なか活性化計画の建都の主干、こういう方々と、今、協議している中では、旧手宮線というのは、一つの重要なスポットであろうと考えております。これにつきましては、あくまで常設的な形の展開をお願いしたいと考えておりますし、あくまでも民間主導という取組で行っていただきたいと、そういうことで考えております。

見楚谷委員

広域観光について

私の方は、広域観光について若干お尋ねしていきたいと思っております。今年の1定で、私、代表質問させていただきましたけれども、そのときに国土交通省のモデル指定を受けた滞在型観光交流空間モデルの基本構想についてお尋ねをしたのですけれども、その際、後志が取り組むべき七つの重点事業の説明を受けたのですけれども、改めてその取りまとめについて、お知らせいただきたい。それと、この事業の進ちょく状況についても、重ねてお尋ねしたいと思っております。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

広域観光についてのお尋ねでございますけれども、1定の予算特別委員会だったと思っておりますが、総括のときに重点事業を私の方から説明申し上げました。ちょうど平成14年の3月にまとめられました滞在型観光交流空間づくり基本構想における七つの重点事業でございますが、一つは後志フィルム・ツーリズム推進事業、これにつきましては、小樽市が今年3月18日に小樽フィルムコミッションというものを設立いたしましたして、その小樽FCを軸として、後志各市町村との連携を深めながら、観光振興に結びつけるというものでございますけれども、既に6月に後志の19町村と連携をした後志広域フィルムコミッション協議会を設立いたしましたして、テレビや映画の撮影の際の相互連携を図っているところでございます。また、フィルムコミッションにかかわります人材の育成というのは、けっこう重要なものでございますので、それにかかわります事業も本年度中に開催することを予定して、準備を進めているところであります。

二つ目として、後志地域の観光ルート推進事業ということでございますが、これまでの観光ルートに新たなルートを発掘して魅力をアップするというもので、まだ、現状、具体的にはこの事業をするというふうには進んではおりません。

三つ目でございます。三つ目は、後志観光iセンターネットワーク事業。これは、後志観光の魅力をITを活用して発信するとともに、各市町村にインフォメーションセンター、iセンターを設置して、20市町村が連携し、観光客のニーズにこたえる観光案内をするシステムを構築するというものでございますが、現在、これにつきましては、試験的にモデルiセンターを7市町村に設置するとともに、各市町村の観光情報ホームページを立ち上げまして、観光客へのリアルタイムというか、生の情報を発信しているところであります。

四つ目ですが、後志サインシステム推進事業であります。道路サインとか、観光案内誘導サインなどを研究して、後志管内の統一感を持ったよりわかりやすく親しみ深い案内システムを構築するものですが、現在のところは、後志観光の観光案内所の統一サイン、iセンター、iマークなのですが、これをオリジナルで考えまして、各案内所

に持とうとしているところであります。

五つ目ですけれども、新リゾート交通システム推進事業。これは、観光地におきます理想的な交通システムを研究して新たな交通体系を確立するというものですが、現在のところは、まだ新たな交通体系の確立までには至っておりません。

六つ目、後志グリーン・ツーリズム推進事業。後志管内の農村や漁村などと観光を結びつけた、いわゆるグリーン・ツーリズムを推進するというものですが、それぞれの町村によって検討に入っている段階ですが、具体的な連携という取組というところまでは、至っておりません。

七つ目ですが、美しい後志推進事業。魅力ある観光地域である後志を汚すことなく、美しい自然やまち並みを保全するとともに、観光地の悩みでありますごみの問題を研究するというものですが、各市町村におきましては、花いっぱい運動をはじめ、観光地クリーンアップ事業などの取組を進めておりますが、連携での部分については、まだ至っていないという状況でございます。

見楚谷委員

今年の4月に国土交通省の方から観光交流空間づくりモデル事業の募集が開始されまして、9月に後志地区がこの選定を受けているのですが、この観光交流空間づくりモデル事業と滞在型観光交流空間モデル事業との関連性というのですか、それがあればお知らせください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

今、ご質問がございました本年9月に後志地域が選定されました観光交流空間づくりモデル事業ですが、国土交通省が今年新たに創設した事業でございます。これは実は平成12年度から実施いたしました滞在型観光交流空間モデル事業の延長線上にあるというふうに考えております。滞在型の方は全国で2か所の指定で、1か所は石川県の能登地域、それと北海道後志地域、この2か所がモデル指定になったわけですが、この2か所で実験を行って報告書をまとめたものでございます。その後、平成14年3月に、国の観光振興に関する副大臣会議の中で、この二つの事例が、地域資源を活用した観光等の推進という部分で最も適しているという、そういう議論がなされたわけでございます。その一つとして、後志の事例、それから今の金沢の事例、この二つが今年度の新たな施策につながったと聞いております。

見楚谷委員

その観光交流空間づくりモデル事業の選定が後志で受けられたということですので、これから広域観光に大いにプラスになるのではないかなと大いに期待をするところですが、全国で7か所ぐらい選定をされて、どれだけの申請というのですか、そういうのがあったのか、わかればお知らせください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

観光交流空間づくりモデル事業の選定地域は、全国で8地域でありました。申請を上げた地域は、北は北海道から九州の大分県までの中で17地域が申請を出しているということでございます。

見楚谷委員

このモデル事業の概要、それと事業もここで行われるのですが、実施年度についてお知らせください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

このモデル事業は、概要ですけれども、地域の創意と工夫にあふれ、国民のニーズの多様化にこたえる魅力ある観光交流空間づくりのための自主的な取組を、国土交通省がハード、ソフト両面から総合的に支援する事業でありまして、着手年度は本年度から平成19年度までとなっております。

見楚谷委員

5年間ということになるわけですね。それで、後志地区が申請し、選定されたというそのモデル事業の取組のテーマがあると思うのですが、そのテーマ、それから今後の方針ですとか、実施に当たりまして、これを見ま

すと広域連携観光推進協議会というのですか、この協議会が基になるうというお話もありますので、そのテーマ、方針、それとその協議会の構成委員というのですか、どのぐらいあるのか、それも含めてお願いします。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

まず、テーマでございますけれども、テーマは「出会い・発見、自分流。スローな旅、しりべし」でございます。方針といたしましては、北海道のすべての魅力が凝縮されております後志地域、その魅力を最大限に生かしまして、自分流のスローな旅を実現できる観光交流空間づくりを目指すという観点に基づきまして、この広大な北海道の魅力のすべてを後志で手軽に味わいたいという観光客のニーズにこたえるべく、これは後志のスローコリドー構想というものの実現に向けて、各市町村が抱えております観光の課題や問題点の整理を行った上で、ハード、ソフト両面の戦略プロジェクトを組み立て、広域で推進することとしているということでございます。これがテーマと方針でございます。協議会の構成でございますけれども、後志管内の20市町村並びに関係事業者、NPO法人、商工会議所等の地元関係者、北海道、それから開発建設部、北海道運輸局、国の機関、これらを合わせた40の団体が構成されています。

見楚谷委員

後志スローコリドー構想を、もう少し具体的に言ってくれますか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

横文字でスローコリドー、日本語に直すと、片仮名でスローコリドーと書いているのですけれども、日本語に訳しますと、「ゆっくりと回ろう」という意味なのですけれども、コリドーというのは、回廊、回っていく廊下という回廊なのです。後志というのは、入り組んでいるところと行くところがたくさんあるし、資源もたくさんあるので、その回廊をゆっくりと回ってもらうことによって、後志滞在型の観光地に移行できるという観点から、こういう名前になっているということでございます。

見楚谷委員

国土交通省のこれを見ますと、総合的に支援はしますよと、要するに後押しをしますよということなので、その中身について、具体的にどのような支援内容がなされるのか、お聞きします。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

今回のモデル事業の特徴といたしまして、国が一番最初にこの申請を出させるときに、条件でつけてきたのが、地域の自助努力の姿勢とか、観光地のポテンシャル、それから基本構想の魅力などが選定理由となりますということでしたことから、国土交通省は選定された事業とか、対象事業について予算配分上の配慮を行うときに、海外への宣伝、このエリアを宣伝するという、それから旅客誘致キャンペーンを支援するという内容になっております。具体的な内容で申し上げますと、小樽開発建設部サイドで進めております社会資本整備事業計画のうち、後志地域で予定されている国土整備事業の期限的な前倒しとか、景観整備事業として国が進めております景観道路、シーニックバイウェイというのですけれども、このルート指定を後志エリアに入れたと。それから、モデル事業選定において、これはわかりやすかったですけれども、社会実験事業をやりなさいというのが急に降ってまいりました。これは、私ども後志広域で、先ほど説明いたしましたけれども、唯一広域で連携して進めている事業の一つとして、後志フィルムコミッションというのがございます。そのロケ資源のデータベースの作成事業費というのを拠出していただけることになっています。さらには、北海道運輸局サイドで申し上げますと、観光宣伝強化のためのプロジェクトの立ち上げとか、新たな商品造成、それから後志地区の新リゾート交通システム推進に係る体制づくりへのてこ入れ、こういうことが考えられます。また、地域内で活動しておりますNPO法人の観光振興に関する取組への支援、それと今、小樽市にもけっこう外国人観光客が訪れておりますが、外国人観光客に対応するためのインバウンドセミナーの開催などを検討していくということでございます。

見楚谷委員

観光入込客数について

実態にお伺いしますけれども、平成15年度上半期の観光入込客数につきまして、報告がありまして、その中で景気の低迷ですとか、アジア諸国でのSARSの影響も含めて、前年度よりも若干下回ったというようなことで、報告をもらっていますけれども、この10月、11月について、この入込客数における回復状況がもしわかれば、教えていただきたいと思います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

まだ、10月、11月の数字というのは、各個店からとれていない状況でございますけれども、例えば対前年比で申し上げますと、これは予測になるのですけれども、100パーセントには満たないだろうというふうに考えています。ただ、外国人観光客でいえば、そういうことになるとは思いますが、今、実は外国人観光客の入込みについては、小樽市がデータとしてとっておりますのは宿泊だけございまして、宿泊客の部分でいうと、たぶん今申し上げました9割5分程度かなというふうには思います。ただ、それはふたを開けてみなければわかりません。

見楚谷委員

そこで、修学旅行と研修旅行での入込客数が順調に伸びているというようなことも報告してもらっていますので、今年度ももうすぐ雪祭りで、冬、雪が見たいと来る人もけっこういますけれども、来年度に向けて、小樽市なり、行政なり、観光協会なりがどんな取組をして増加に、もっともっと来ていただくような施策をとっていくのかなという心配があるので、その辺をお知らせください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

修学旅行につきましては、小樽を訪れていただくために、外部的に誘客キャンペーンというのを行わなければならないということでございまして、だいたいその二、三年後に訪れていただけているのが、これまでの現状でございます。したがって、この間、平成13年度であれば、大阪とか、福岡、九州の方に誘客キャンペーンを打ってきたわけですが、それらが今、功を奏して訪れていただいていると。そのときに持っていったお土産として、こちらの素材として職人の会の製作体験というのをお持ちいたしました。比較的、向こうの方が歴史が古くて、いろいろなものがございますけれども、今の教育というか、研修旅行のスタンスとして、産業観光体験といいたいでしょうか、そういうものに目を向け始めている時期でありましたものですから、効果が非常に高かったという、おかげさまで、そういう部分。それからもう一つ、修学旅行の大きな目玉としては、今、委員がおっしゃいました冬の観光で、特にスキーでございます。北海道のスキー人口は、非常に少なくなりつつあると言っておりますが、いまだに関西以西のスキー人口については、もともと単位が小さいせいもありますが、定着している、安定しているということ。来年以降につきましてはでございますが、今、私どもが売り込みたいと思っておりますのが、せっかく北海道遺産が小樽にございます。北海道遺産と産業観光体験が連携したようなもの、自然観光と体験観光がリンクしたようなもの、それから、できれば広域観光との中で都市型観光と広域観光が連携されたもの、特に農業体験とか、漁業体験等がリンクされるような事業が展開できるしくみづくりを検討していきたいと考えております。

見楚谷委員

今、答弁いただきましたけれども、何か新聞紙上にも、昨日、非常に興味深い記事が載っていました。小樽市の主要製作、利用増加の一途ということで、製作体験型観光が人気であるというようなこともありますので、ぜひこれは職人の会等にまたお願いしながら、もっともっと広めていただきたいなと思いますけれども、それとこのモデル事業の中でもありますけれども、海外からの観光客の入込みというのが、これからの小樽の観光事業にとっては、大きなものになっていくのかなというふうに思うわけです。それで、何年か前になるのですけれども、台湾の方に行かせていただいたときに、台湾との国交はないのですけれども、副観光局長という方とお会いしまして、いろいろお話ししました。そのときには、国交がないのだけれども、ぜひチャーター便を飛ばして行ったり来たりできる

ような、北海道は雪がある、台湾は雪が降らないということもありますけれども、ぜひ、そういうような状況をつくっていただきたいというお話もありました。そのような状況の中で、今回はSARSですとかいろいろありましたけれども、これから伸びる要素がじゅうぶんにあるだろうということを踏まえて、海外におけるキャンペーン等につきまして、どのように観光協会なり、道内と連携を深めていくのかなというようにすることが少し心配なので、お願いいたします。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

今、委員がおっしゃっていただいたとおり、今、東アジア圏、特に台湾、香港、それから韓国の方々が小樽に訪れているケースが非常に多うございまして、昨年度で申し上げますと1万6,000人のお泊まりがありました。実は、日帰り客だと、たぶんその10倍も20倍も来ているのだろうと想定はされます。対策といたしましては、この間、国際観光という観点で平成11年度から海外に対するキャンペーンを打ってきております。例えば、11年、12年であれば、台湾で開催されました国際旅行博で行って来た。それから、13年、14年につきましては、経済産業省が行った日韓交流祭という場面の中で韓国に対してPRをしてまいりました。今年度は、実は小樽観光が単独で香港に誘客キャンペーンに向かいました。これは実は、本当にこれまでの間、これだけ外国人を迎え入れておきながら、そちらの方に大挙して行ったということがなかったわけございまして、その効果たるや非常に高いものがございました。それは、実は、国のビジット・ジャパン・キャンペーンという、インバウンド政策というのですけれども、外国客誘致増倍計画という大それた名前がついていますが、それにも参加して、香港に11月25日から行ってまいりましたが、帰ってきた翌日から、今度は北海道ビジネスフォーラムと称して、香港のエージェント、それから台湾のエージェント、計120名を国がお招きいただいたと。それにうまく我々も参加し、札幌のブースに出て、一度お会いしたお客様とお会いすることによって、より関係が深めることをさせていただきました。その結果、その場で商品造成がどんどんと出されていきまして、実は朝里川温泉の某温泉には1か月40人、毎月送ると、こういうお約束をいただいたり、小樽市内のある飲食店については、150名単位の、バス3台分の昼食のお客様も入れますというお約束をいただいたり、こういうつながりができてまいりましたので、これは本当にまさしく効果があったと思っております。さらに、今、台湾、香港の話を申し上げましたが、来年度、また、国土交通省としても海外をねらっておりまして、来年度はできれば中国本土、それと韓国というようになるようにしたいというお話が入っております。ぜひ、それにも参加できる範囲内で参加をし、できる限りのPRをしてまいりたいと思っております。

見楚谷委員

歩行者通行量調査について

9月の歩行者交通量の調査結果が出ましたけれども、中心街における総通行量が微増という形で報告されておりますけれども、これの要因というか、どんなふうに分しているか、教えてください。

(経済)佐藤主幹

歩行者通行量調査につきましては、過日、委員にお配りしているところでありますけれども、今回、9月12日、金曜日、それから14日、日曜日ということで実施した中で、私どもも手落ちだったと思っておりますけれども、12日が第2ビルの空き店舗であります長崎屋の地下、食料品のリニューアルオープンの日と重なってしまったということもありました。それで、実際私どもも長崎屋のリニューアルオープンでお客様がいらっしゃいますと、都通りが突出した数字を示すのかなと思ってましたけれども、さにあらず、都通りにサンモール、花銀方面にけっこうお客様が流れていたと、そういうことがありました。それで、次の日、猛烈な台風が来まして、14日、日曜日の調査のときに心配したのですけれども、天気は晴れ、ただ、風が強かったと。そういう要因がありまして、若干日曜日としては、人出が少なかったのかなということです。ですけれども、そういう中でも日曜日依然長崎屋の企画がありましたものですから、全体としましては、昨年9月に実施した数字を上回ったということですので。

見楚谷委員

恐らくこれは、お聞きしてもわからないと思うのですが、観光客が今、少しずつ堺町通、運河通から順繰り上がってきている傾向が見られるということもありますので、若干数、その中にも同じくらい入っているのかなと思うのですが、見方はいかがですか。

(経済)佐藤主幹

歩行者通行量調査につきましては、基本的に私ども職員がかわるがわる対応して通行量をはかっているところで、一部学生のアルバイトを使っています。そういう中で、市内12地点を見ているのですが、観光客が特に目につく地点というのは、中央通の都通り入口付近、それからちょうどオーセントホテルがありますので、都通り、逆に札幌側の今、あまとうになりましたけれども、旧樺商前、それから、寿司屋通からお客さんが入ってくる傾向がありますので、グランドホテルの向かいのハロードラッグ前、それから政寿司前につきましては、ほとんどこれは8割、9割かと思います。実際に観光客かどうかという、どこで区別をしているかということですが、まず基本的には北一硝子の袋を持っておられる方は、小樽市民ではないだろうということと考えておりますし、それから、言葉、私どもが聞いていますと、地元の言葉ではない言葉、関西弁とか九州弁とかの言葉に聞こえたりしますので、基本的には何割かというのは難しいのですが、感じとしては、2割から3割はいらっしゃる。それから、平成15年度、緊急地域雇用創出特別対策事業ということで、消費者動向調査を行っているのですが、あわせて、中心商店街来街者調査というのを実施しています。9月の12日と14日を含めまして、10月18日までの7日間のうちの基本的に6日間、中心3商店街にいらっしゃる方々に対して、どちらからいらっしゃったのかという聞き取り調査を実施しています。その中で、これは業者に委託して、業者が雇った方がやるわけですが、明らかに観光客と見た感じでわかる方は抜いてくださいという形で調査しまして、今、向こうからデータが戻ってきて、最終的にチェックしまして、委員会でお許しいただいたら1月か2月にまた、お出しして報告したいと考えてはおりますけれども、その中で1,400を少し超える、3ブースの中で、観光客、市内客ではないということです。市内の方でない方がその数字ですら12パーセントちょっとということですので、やはり2割、3割は当然そこでの中でいらっしゃるのではなかろうかと、そう考えております。

見楚谷委員

国際ホテルについて

けっきょく、今、何パーセントの方々が上の方に来られているというような状況、それと、駅前の再開発事業も来年で終わりですよね。そうすると、一番目玉になる駅前の国際ホテルはどうなるのだろうという話にやっぱりなるわけですよね。これ競売に付されているというようなこともありますけれども、オファーとかについて、差しさわりのない程度でお話をさせていただければと思います。

(経済)佐藤主幹

基本的には、競売の関係は建築都市部なのですが、実は情報を得ましたので、お話ししたいと思います。

競売事件につきましては、本日開札という運びになりました、10時からなのです。札幌地裁の小樽支部なのですが、残念ながら応札者なしという結果になっております。今後、12月19日から明年1月5日までの間に、今度は特別売却期間ということで、最低価格による順位競売みたいな形になるというふうになっています。今のところは、そういうことで、なかったということです。

見楚谷委員

丸井今井アネックス館について

先ほど、井川委員からもお話がありましたように、空き店舗の部分で私が非常に危ぐしているのは、丸井のアネックス館なのです。せっかく長谷川家具が入ってこられて、ああ、よかったなと思ったら、途端にいなくなってしまって、今1階だけですか、使っているのは、2階から上は空き家になっています。まちの真ん中でありまして、

何とかこれを使用してもらおう事業者が出てくればなということなのですけれども、丸井とのお話合いというのはされているのですか。

(経済)佐藤主幹

丸井のアネックス館につきましては、本年5月26日をもって、長谷川家具撤退と。そして、本年8月1日から丸井今井が営業開始時間を30分遅らせまして、閉店時間を30分繰り上げて、今の規制緩和の流れとは逆の形で1時間短くなったのですけれども、そのときに合わせて、アネックス館の1階部分に、ご存じだと思いますけれども、丸井の高級家具部門が来ていたのです。そして、私どもとしまして、あそこの開発者といいますか、大家が小樽開発なものですから、いろいろ情報を伺う中では、筆頭株主であります丸井をはじめとして、内部的な検討で、いろいろなところに当たっているということですが、まだ、ここという具体的にお示しするところはないと。それから、また、私ども商店街の中の空き店舗ということで心配しておりまして、サンモール一番街商店街に対しまして、この7月から8月にかけて、国のTMOのタウンマネジャーということで、数回入れた中で、いろいろその店舗をどう活用していくのかということで検討したのですけれども、その中にはいろいろな形で、例えばタウンマネジャーの方から提案があったのですけれども、商店街としても丸井としても、全体の小樽開発としても、そのタウンマネジャーからのこういうふうな提案というのは、基本的には受け入れないということで終わりました。

見楚谷委員

あそこは、なかなか難しいのではないかなという気がするのです。ただ、やはり空き店舗のまま残しておくというのは、観光にとっても、経済にとっても、相当なマイナスになるだろうと、ダメージが大きいだろうということもありまして、私前回の時に、ここは所管が違うのですけれども、あそこに図書館を持ってきたり、美術館を持ってきたらどうだということで提案をした経緯もあるのです。何で、あそこに美術館かという、あそこは水回りあまりないのですよね、あの階には。ただ、そのかわり、空調設備がきちんと整っているというようなこともありまして、ぜひ教育委員会には美術館をあそこに誘致して、もっともっと人を入れるようにという話をさせてもらった経緯もあったので、経済部としては教育委員会との仲立ちということも考えながら、そういうものもこれから長い目で見ていったときに必要なのかなと思うのですけれども、部長、どうですか。

経済部長

以前に見楚谷委員から美術館のお話があったのは承知していますし、教育委員会と話した経過も若干あるのですけれども、一つには、あそこは小樽開発という開発者が所有をしていて、その再利用という議論を進めています。それで、少し力が入ってきているという意味からすると、どちらかという、大株主である丸井今井が札幌から人を送って、現実に今、小樽の中でその人が入ってきている。従来の人だけでない中で議論していますので、相当熟度は増していまして、そう遠くない時期に一定の結論は出してくれるかなという感じはしています。それで、実はその途中経過の中で、上5階まであるものですから、市で使いませんかという申出も実はありました。もっと言ってしまうと、税金の減免の話だとか、いろいろな話があったのですけれども、我々としては、従来マイカルのお話なり、いろいろな形の中でなかなか受けられないという中で、今進んでいまして、とりあえずここで頑張って次の展開をやってくださいということでありました。ですから、市の方の利用というのは、実は向こうから提案があったのも事実なのです。ですから、美術館のお話なんか、今、向こうでも内部議論やっていますから、最終的にどうしても市でということになれば、ご提案の点なども含めて、議論していく場面もあるのかなという感じはしていますので、今は内部での積極的な議論をやっていますから、その結果を待ってみたいと思います。

見楚谷委員

推移を見ながら、やっていっていただきたいなと思いますので、今の観光交流空間づくりのモデル事業、これは、やはり小樽、後志にとっては大きな事業になると思います。恐らく国土交通省も相当本腰を入れた後押しをしてくれるはずだと思いますので、ぜひ成功するように、小樽市のために、また、後志のために大いにやって

いっていただきたいということをお願いして終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、10分間休憩します。

休憩 午後 3 時02分

再開 午後 3 時10分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

斉藤（陽）委員

改正ソーラス条約に伴う港湾保安対策について

海上人命安全条約の改正に伴う保安対策について、簡潔に伺います。

まず、500総トン以上の外航貨物船及び外航客船が寄港する港湾ということが対象のようですけれども、小樽港の外航貨物船と外航客船の年間の寄港隻数及び参考のため、石狩湾新港についても、それぞれお願いします。

（港湾）港湾振興室横山主幹

昨年小樽港に入港したクルーズ船と伺いますが、客船、大型船なのですが、外航船ということでは5隻です。一昨年在8隻でございます。それと、貨物船につきましては、昨年の商船ということであれば、1,184隻になってございます。石狩湾新港につきましては、トン数はわかりませんが、昨年の隻数は、外航船が328隻となっております。

斉藤（陽）委員

石狩湾新港は、客船はないのですか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

客船はございません。

斉藤（陽）委員

平成16年7月1日の期限までにいろいろな対策を完了するということなのですが、もし万が一と伺いますが、平成16年7月1日までに間に合わないというようなときには、その港から出港した船が相手先の港に入れなだとか、あるいは逆にどこかから来た船がそういう保安対策をしていない港には入れないというようなことだということなのですが、保安対策整備が終わらなかった場合、具体的にどのようなことが起きるかという部分については、どうでしょうか。

（港湾）港政課長

条約の発効する来年の7月1日までに整備ができなかった場合ですけれども、基本的には国が定めた基準に基づいて施設を整備し、国の承認を得て、その承認を得たリストが国際海事機関、IMOというところに行きまして、そのことによって、ソーラス条約に対応できたと国際的に認知される形になりますので、整備がまだ完了しなくて、後になる場合は、基本的には、日本国の政府の承認を受けるまでは、先ほど斉藤陽一良委員がおっしゃったような、入港拒否ですとか、それから入港を避けられるとか、そういった事態が生じる可能性が出てまいります。

斉藤（陽）委員

それで、お金の関係の方なのですが、先ほど説明があったのですが、国ではもともと16年と17年の2か年の直轄の話と伺いますが、そういう流れで進んでいたものが、突如、15年度の追加事業、追加補助事業にしたと。具体的には、基本的にそのパースの延長、概算で6億円という話なのですが、そのおよそ6億円を前提とし

て、15年度の補助事業として計画を立てるとして、どのぐらいの事業費になるのか。小樽市の負担がどのぐらいになるのかという部分はどうですか。

(港湾)工務課長

ただいま6億円というお話でございますが、まず、これにつきましては、事業費の6億円というのは、とりあえず、小樽港の中で外国船が現在係留しているバース、その延長にある程度ランク別もありますけれども、全国一律の単価を掛けて、国の方で試算したということで、6億円と言われてます。先月末まで、今、委員がおっしゃったように、国が直轄事業でやるということで考えていたのですけれども、今回、補助事業でやるということになって、補助事業の補助率が3分の2ですから、仮に6億円かかるとすれば、そのうちの4億円は国の補助金、それから残りの2億円は市の費用ということになります。

斉藤(陽)委員

2億円が市の費用ということなのですが、起債の関係については。

(港湾)工務課長

通常の補助事業であれば、いわゆる裏負担といいますが、2億円に対してその事業によって変わるのですけれども、例えば90パーセント、ですから2億円が負担となれば、当該年度は2,000万円の一般財源というのが通常でございます。ただ、今回の場合には、国の方針が先月の末に変わった段階で、非公共の事業だと、いわゆる維持管理に近いというような考え方から、非公共ということで裏負担は、起債は認めないよというようなことを当初言ってきております。それに対して、今、各港、これは大変だということで、いろいろな要望を上げているところでございます。

斉藤(陽)委員

そういうことになりますと、ただでも小樽市は大変だという財政状況の中で、ましてや緊急にそういう費用、経費を捻出しなければならないということになりますと、負担が非常に大きいのではないかとこのように思うのですけれども、この国の考え方というのは、あくまでもこれは自治体が負担せよということなのではないでしょうか。

港湾部長

国土交通省でありますけれども、今年の当初は、あくまでも国が主体的に整備を行っていくのだと。これは機会あるごとに我々も聞かされていたところなのです。このお話は11月中ごろまでそういう方針でいくやに聞いてきたわけでございます。それで、先ほど報告がありましたけれども、突如、11月末になりまして、当初の16年、17年で2か年で整備をする計画が、15年度、補正措置をとって前倒しするというような港湾計画をするようにと。しかも、各地方港湾の方に、我々としましても、非常に押しつけられたという、率直に申しまして、あります。これは、私ども小樽港のみならず、道内重要港湾12港ありますけれども、我々この重要港湾の協議会という組織がありますけれども、その中でずっとお話ししてきました。これはとんでもない話ではないのかと。今までの方針、天と地の差でないのかと。極めて私どもは国に対して、国の説明会もある中で、その際にも、当初の話と全然違うのではないかと。前倒し、しかも16年度は国は補助もつけなくなる。市単費でやりなさいと。そしてまた、今後の維持、ランニングコストのこともあるわけです。こういったこともやはり、今回、国際条約の批准の中で、国際的に決められることなのだから、これは理屈としては、あくまでも国が主体的にやっていくべきだと、これは我々12港湾一致して、申し述べているところであります。

それで、今日、実は北海道港湾協会、これは各自治体、12港湾の首長から構成される協会なのですが、中央の方に具体的に要望に行っております。内容としましては、15年度補正に当たりましては、今お話が出ましたように、小樽の場合は、事業単費2億円ではなくて、2億円からさらに9割、通常の裏負担を持つような形、残る1割は一般財源、市の負担にしますよと、こういうような要望をさせてもらっているところです。それと、今後の維持、ランニングコストについても、国は当然特段の措置をしていくべきだと、こういう具体的な要望を今日現在、

行っているところであります。

斉藤（陽）委員

7月1日までに完了していない場合、各港湾が現実的に経済的な不利をこうむるということになるわけですから、実際、やらないというわけにいかないと思うのです。ですから、今、部長からありましたように、国の特段の配慮といいますが、国が本格的に主体的にやるべきだということをお願いしたいと思っております。

それで、今、6億円のベースでお話を伺ったのですが、パースの集約、先ほどBとかCとか、その設定の説明があったのですが、それで事業の低廉化を図っていききたいということなのですが、パースの集約というのは、具体的にどういうことなのですか。

（港湾）工務課長

例えば、このたびのソーラス条約に関しましては、500国際総トン以下の外航船は対象になりませんということと言われております。そうなりますと、現在、大きい船、多少小さい船、そういったものがある程度まざって泊まっていますので、小さい船を一か所に集約すれば、そのパースは対応しなくてもいいパースが出てくるという可能性もあります。今、そういったことを詰めながらやっているところです。

斉藤（陽）委員

若干延長が縮まる可能性もある。経費も少し安くなるかもしれないということですね。具体的にスケジュールといいますが、先ほど説明の中で、平成16年1定で補正予算というふうになって、最終的には7月1日までに完了しなければならない施設整備があると。国のいろいろな整備をするための基準だとかは、いつごろ出てくるのですか。

（港湾）工務課長

これに対する国内法の整備が、実は当初12月ぐらいに行われるということだったのですが、それが国の方でだいたい4月ぐらいまでかかってしまうというような情報でございます。順番からいきますと、本来は国内法ができて、それに対するいろいろな基準とか、そういうものが発表になるのですが、ただ、現在、国からはガイドライン案ということで示されております。それで、そういった中で、特に一時的な案のほかに、さらにこれからソフト面の、いわゆる保安計画というものが出てくるわけですが、そういったもののガイドラインというのは、まだ私どもの手元には、今のところはないのですが、これから順次、国から説明があると、出てくると思います。そういったものの計画を立てていくということでもあります。

斉藤（陽）委員

保安計画の出てくるのはいつごろなのでしょう。

（港湾）港政課長

今のところ、明確には示されていないのですが、ガイドラインというのは、段階的に少しずつ示されてまいりまして、ただ、我々が独自にそういうものをつくっていく上で、まだ少し足りない部分があるのですが、今はこの保安計画につきましては、どういう形の項目でこの保安計画をつくっていくのかというレベルまでは示されております。ただ、それ以降の内容につきましては、モデル的にこういう形にするのだという部分は、まだ、具体的に示されておきませんので、これが近く、もう時間もだんだんなくなってまいりますので、恐らく年を越してから、そんなにたたないうちに、何らかの形で出てくるのではないかとこのように思っておりますけれども、今のところは、未確定でございます。

斉藤（陽）委員

そうすると、具体的に市が取り組まなければならない作業としては、今現在は、そういう保安計画だとか基準がきちんとしたものがない段階で先回りして、何かわかる範囲で計画みたいなものをつくっていくと。正式なものが出てきたときに、それで修正しながら1定に予算を出すということなのですかね。間に合うのでしょうか。

(港湾)工務課長

間に合わせなければならないということで、現在、国からは平成15年度の補正予算で手を挙げなければ、16年度以降、事業を継続して実施する場合には、国の援助はないよと、こういうことで言われておりますので、もうやるしかないということです。

斉藤(陽)委員

大変な状況だなという感じなのですが、他港の状況といいますか、先ほど全道の港湾が国に要望しに行っているということなのですが、他港の足並みといいますか、そういった部分と、それから一番近い、小樽市もかかわっている石狩湾新港としての対応はどうなっているのか。あと事業費なんかはどのぐらいかかるのかとか、そういった部分はどうか。

(港湾)工務課長

先ほど部長も申し上げましたけれども、道内各港の動きとしましては、全く今回の国の対応の変化は、あまりにも大きすぎて、道内各港の管理者は非常に困惑と同時に、厳しい財政状況の中でその対応にたいへん苦慮しているという、その辺は皆さん同じ状況だと思います。これに対しまして、各重要港湾、このたびの事態に対しまして、緊急の協議会を開催して、道あるいは道を通じて国へ財政支援、そういった要望を上げているところでございます。

また、今後とも、とにかくみんな一致団結していこうということで、情報交換を密にして、逐次いろいろなそういうガイドライン等の情報、あるいはうちはこういうふうにするのだよとか、そういったことを情報交換しながら対応していくというふうを考えております。

また、石狩湾新港の件でございますけれども、当初の案では、花畔1号ではだいたい2億円ぐらいのお話を聞いております。それにつきましても、小樽市の6億円と同じように、延長にある程度の単価をかけたというようなことで、いっているわけですが、それに対して、石狩湾新港の方も少しでも低廉化しようということで、それをある程度下げて、今、考えているようでございます。

斉藤(陽)委員

ということは、その部分に対する小樽市の負担もあるわけですか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

当然、石狩湾新港の各母体、北海道、小樽市、石狩市が今年度の予算については不足分は持っていかなければならないということで、石狩湾新港の場合は、小樽市、北海道、石狩市で協議しまして、必要最小限で進めるということで話をしております。

港湾部長

ただいまの新港についてでございますけれども、先般も管理組合、そして道のしかるべき方ともお話ししております。先ほど事業費が超概算ですけれども約2億円、そういった中で、今、自己負担が3分の1でありますので、およそ6,700万円、これを母体3者で割り返して、小樽市の分は6分の1でありますので、およそ1,100万円というような現時点での試算が示されているという状況です。

斉藤(陽)委員

この件の最後なのですが、もともとこの説明いただいた地図といいますか、図面も北海道開発局の案ということでかかっているのですが、国の考え方が変わったとはいえ、この事業に対するこれからの国の、特に北海道開発局のかかわりというか、それはどういうふうになるのかという部分は、いかがでしょうか。

(港湾)工務課長

まず、この図面でございますけれども、案というのは、基本的には北海道開発局の方は単価の部分が案でございます。それで、色が入っている部分は、現実として外航船が泊まっているよという実態でございます。それで、これは対象になるバースがここですよというだけで、例えばここにフェンスを張りますよとか、ここにカメラを設置

しますというのは、まだわからないわけです。そういった案でございます。

それで、開発局のかかわりといいますと、要するに先月までは直轄事業ということで、工事も開発局がやるということだったのですけれども、今度は管理者がやることとなります。そして、開発局としましては、国交省ですから、そういった国との仲立ち、中継、あるいは予算要望、いろいろな事業の審査、そういったものをやるということになると思います。

斉藤（陽）委員

次の質問に行きます。

小樽観光の課題について

観光にかかわりまして、小樽観光の課題ということで、先日、15年度上期の小樽市観光入込客数の概要という資料が毎年出ているのですけれども、上期、下期、それから通年の入り込みということで毎回出ていますけれども、これによりますと、15年上期の観光入込み実数が451万5,000人ぐらいということで、前年比95.5パーセント、14年上期が前年比90.7パーセントということで、それに比べると前年対比の減少幅というのは、縮まったと見ることもできると思うのですけれども、その95.5パーセントということの理由づけが、景気低迷だとか、SARS、それからゴールデンウィークの曜日配列、台風、こういういわば外的要因といいますか、自分に責任ないよというようなそういう印象を受けるのですけれども、原因についてこういう見方だけでいいのかという部分はどうでしょうか。

（経済）観光振興室企画宣伝課長

今、斉藤陽一良委員からお話がありました減少要因が外的要因ばかりかということでございますけれども、基本的に観光というのは、外から小樽というまちを訪れてみたい、行ってみたいという外部の人が小樽市の方に訪れるということでございますので、大きな影響度というのは、外的要因が主ではないかというふうに思います。ただ、委員が疑問を抱いております内的にないのかという部分で申し上げますと、内的な部分、内面的なところで必ずしも何も悪いことをしていないよということではないのかなとは思いますが、それが何なのかというのは、非常に難しい問題だというふうに私は思っておりまして、いろいろ観光関連事業者の問題もあろうし、受入れ側である受入れ態勢を整えなければならない小樽市、小樽市民も含めた小樽市側の問題もあろうかと思っておりますので、これは何か具体的に挙げると言われても、今申し上げられるようなほど、分析がなかなかできていないということだと思います。

斉藤（陽）委員

毎回の概況数値を発表するときに、一々それを分析してくれというのも酷かもしれないのですけれども、小樽観光の課題ということで、従来から通過型から滞在型へとか、見る観光からする観光へ、また、通年型にしなければならぬ。あるいは、おもてなしの心を盛り上げるように、そういう努力をしようというようなことが、前々から言われているわけですが、そういった部分で今回、今年はこの部分が進みましたと、前進したよというような一歩前進のところは、どんなところがあったのでしょうか。

（経済）観光振興室企画宣伝課長

課題の解決策といえましょうか、具体的に何だろう、理由はないのかというご質問だったのですけれども、まず一つは、私ども、長年、観光行政の課題になっています通過型から滞在型へという部分で申し上げますと、まず、これはエージェント、旅行代理店から聴取したお話でございますが、従前、具体的に言うと、朝7時に札幌を出発し、朝8時に浅草橋街園に着いて、写真を撮って、30分で小樽を離れるという、こういうパターンというのが非常に多かったのです。それは団体ツアーの場合。それが、近年ようやく一、二時間程度、それに観光土産店が加わって買物というようなものが加わったわけですが、そういう状況がしばらく続いていたというふうに聞いております。平成13年度以降ですけれども、13、14、15年度どうなったのかというお話を伺ったところ、まず、最低ベース4時間程度に変わったと。それだけ小樽観光の知名度が上がったので、どうしても小樽で土産を買わせ

ようとか、すしを食べさせるとか、そういう観光客のニーズを受け入れなければ、商品企画ができなくなったというふうに聞いておりますので、まず一つ、滞在型という、宿泊滞在型の宿泊の部分まではいっていませんが、滞在型の方には少しは動いたのではなからうかと。それから、以前はいわゆる物見遊山観光と言っていましたが、いい表現ではないのですけれども、観光は光を観るといふか、見る企画とふうになっていたものが、見る観光から体験する観光の方に移行してまいりました。そういう関係で申し上げますと、小樽の以前、ガラス工芸が先陣で、追っかけてきたのがオルゴールでございましたけれども、そういう製作体験メニューを持っている観光施設が、よりメニューが増えて、施設がどんどんと膨れ上がってきたという部分では、各課題解決に一つ前進したのではないかと思います。それから、もう一つは、観光の最大の課題でありますホスピタリティという部分でございますが、ホスピタリティの部分で申し上げますと、小樽の観光のホスピタリティ部門、市民へのホスピタリティ運動も進めておりますし、同時におもてなし観光ボランティアといふか、おもてなしのボランティアガイドという団体が二つ誕生しまして、現在、非常に好評で、この人たちの人間観光という言葉の使い方がありますが、そういう観光面での変化が見られていると思っています。総じて申し上げますと、その滞在型、それから見る観光、体験型観光という、観光形態の変化に伴いまして、やはりにぎわい空間づくりという部分では、商店街のイベントが観光客をターゲットにしたようなイベントに変化してきていると。それから、飲食店についても、地元のお客様の盛り場という表現から、いわゆる花街といいたいまいしょうか、楽しめるスペースに変化してきたと、こういうような観光の影響を受けて事業者がそれぞれ工夫しているというふうを考えております。

斉藤（陽）委員

もう一つ、数字的な部分も伺っておきたいのですけれども、この中で来街客の月別推移というのを見ますと、道内のお客さんについては、6、7、8月の最盛期といいますか、ほぼ前年並みに推移していると。だいたい横ばいか、少し増えていると、微増という感じなのですけれども、手がたい推移をしている。道外客については、一番分母が大きい8月に前年比15パーセントダウンということで、これは相当大きいのではないかという感じなのですけれども、この原因というのは、どういうふうには押さえていますか。

（経済）観光振興室企画宣伝課長

今、ご指摘がございましたことは、まさしくそのとおりでございます。13年度から15年度まで、いずれも8月だけ8パーセント、9パーセント、14.8パーセントというふうにはマイナスになっています。そのときの要因を調べてみました。いずれも冷夏です。夏が寒いということになりますと、なかなか北海道に避暑というよりも寒くて来ないということがあるのかなと思いますが、15年度の上期の要因でございますけれども、冷夏に加えまして、今年は皆さんご記憶にあると思うのですが、初めてと思うのですが、北海道に上陸、直撃した台風10号の影響。これは観光にとって、一番大きな痛手というのは風評被害です。本州の方々、本州出身の方もいらっしゃるのかもしれませんが、日本の国内でも関西以西は、近畿とかあの辺の方々が北海道をぱっとイメージしたときに、小樽と函館1時間と、こういうふうに見ます。日高地方に台風が行ったといったら、小樽はすぐ隣だと、こういうふうには思うそうです。こういう風評被害についてエージェントに言わせると、いつかキャンセルが相次いだと。いわゆる、北海道観光がだめになるというようなことがあったということもありまして、全体的には北海道への入込み全体はよろしいのですが、よろしいといふか、前年比大した変わらぬプラスだったのですけれども、道南とか、それから道央と、特に十勝方面、これが壊滅状態であったというのは事実でございます。それが要因だったと思います。

斉藤（陽）委員

まさに降ってわいたような災害というしかないのですけれども、次に、その宿泊客の月別推移ということで、この宿泊、これが一番大事な部分ではないかなと思うのですけれども、前年を超えたのは、6月だけなのです。上半期ですけれども、あとの月は全部前年割れということで、この宿泊客の部分が対前年比プラスになってくるというような状況でないと、本当に小樽観光の本来の自力といいたいまいしょうか、そういった部分がついてきたのかどうかという

あたりは、この辺で見るとではないかなと思うのですけれども、この辺の部分については、いかがでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

宿泊客数につきましても、13年度から対比してみましたところ、13年度は5月と9月に宿泊客がアップした時期がありました。14年度は全体が100パーセント切れをしていました。15年度久しぶりに100パーセントを超えたと思います。我々としては非常に喜んだところでございますが、今、委員がおっしゃるとおり、宿泊滞在型の方に移行するに当たっては、ここが大きな視点であろうと思います。

要因として、いろいろ考えられるわけですが、例えば、変な話ですが、観光地はアクセスがよすぎると通過されてしまうということがあります。どこがということは言いづらいのですけれども、そういう部分がまず一つ考えられるかなと。それともう一つは、北海道観光の中の位置づけとして小樽、函館、札幌というのが非常にウエートが高いのですが、北海道に来たときに、本州のエージェントの商品づくりにしても、北海道の観光政策にしても、小樽をターゲットにした商品というのは、これまで一つもございません。ただ、いずれにしても、小樽は行ってみたいという観光客のニーズがあって、お泊まりいただくには至っていないけれども、たくさんのお客様がお見えになっているということでございますので、いわゆる北海道小樽、売り込むときの観光地、四つのブロックで分けたら、オホーツク側なのか、十勝観光なのか、もしくはオホーツク、宗谷観光なのか、道南道央観光なのかという、そういうくくりの中で、なかなか道南道央の方に重きを入れていただけないという状況がございます。もう一つは、そのアクセスの問題と、それと宿泊施設の場合は宿泊事業者というのがございますので、この宿泊事業者の北海道という大きなくくりの中でいう宿泊事業者間のレベルというのでしょうか、いろいろな工夫とか魅力とか、そういうものも影響するというふうに思っております。一つ例を出すと、朝里川温泉に非常に特化した宿が一つできました。昨年度できたのですが、これが対前年比300パーセントアップという状況です。これはマスコミの報道の力もあるのですが、やはりそういう魅力、それから特化したものというか、個性、こういうものが必要になっているのではないかなと、これが札幌ならまた別の状況だと思いますけれども。

斉藤(陽)委員

その宿泊施設なのですけれども、先ほどあった、する観光の部分で、いろいろな体験だとか散策コース等についての宿泊施設での案内という部分は、実際はどうなのだろうかと。お客様のそういう要望していることに、どのぐらいきめ細かく宿泊施設が情報提供といたしますか、対応してくれているのかなという部分で、テーマ別のそういう散策だとかなんとかがということ宿泊の場所で案内できることは非常に大事ではないかということで、そのためのツールとして、今年できましたけれども、来ぶらり100選、こういう取組が非常に有効だと思うのです。ただし、実際、今、私も勉強させていただいて、よくよく読ませていただいたのですが、非常にわかりづらいといたしますが、難しく書いてあるのです。エリアごとにまずAからGまでエリアで分かれていまして、さらにそのエリアの組合せ、AプラスBとかBプラスCとか、そういうのがFプラスGまで順に組合せのようにそのエリアが組み合わせられて、確かによくよく考えれば、飛び離れた端から端に行くよりは近いエリアにまとまった方がいいということは、論理的には納得するのですけれども、小樽に来た観光客の方がそういう理詰めでじっくりこれ読むかといったら、そうではないと思うのです。むしろ視覚に訴えるテーマからするとか、文学とか、そういったわかりやすい単純なテーマで打ち出してあった方が、お客様にとっては本当に使いやすいものになるのではないかなという、素人考えなのですけれども、そういう印象を持ちました。それで、今後、観光基本計画の策定に向けて、着眼点としては、この来ぶらり100選という行き方は大事なところだと思うのですけれども、これをもう一回改訂版といたしますか、バリエーションといたしますか、そういったものを検討されて、わかりやすい観光コースの提案というような、そういったことも基本計画の検討項目の中に入るのではないかなという気がするのですが、その点いかがでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

前段のホテルにおけるご案内の件ですけれども、この間、ホテル連絡会がありまして、一回解散してしまいまし

たが、そこでの我々との議論の中でも、当時まだ名前はコンシェルジュというのはついていなかったのですが、そのとき、案内、インフォメーションの話がよく出ました。我々観光振興室、観光協会、それから民間がつくっているマップ等々を配置してご案内するべきだということでの話を常にしていまして、充実はしてきたと思っております。来ぶらり100選についても配布させていただいて、ご案内していただいているケースもじゅうぶんあるのですけれども、今、委員がおっしゃったとおり、これは我々がアイデアを出したときに、我々というよりも、市民の方からいただいたアイデアの中を見て、すばらしいアイデアをつくり上げたものなのですが、今おっしゃったように確かに見づらいつか、読みづらいつ、それから一見してすぐどうかと言われると、難しいところがあるのかもしれないというふうには思いますので、今ご提案いただきましたバリエーションの部分だとか、カテゴリー別とか、テーマ別とか、そういうことも検討に入れながら、改訂をする時期が参りましたらやってきたいと思ひます。

斉藤（陽）委員

時期が来ましたらというよりも、できれば一刻も早くそういった取組に着手していただければと思ひます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

改正ソーラス条約に伴う港湾保安対策について

今、通告をしているものを変えまして、若干港湾部に聞かなければいけませんので、ソーラス条約がこんなに急いで、こんな事態になっているとは思いませんでしたので、これ、この黄色いところですね。予定として、これが全部フェンスを張られるというような話を先ほど聞いたのですが、札幌の方がなぜ小樽にいらっしやるか。観光客の大半は札幌だと僕は思っているのですけれども、要するに、海は両脇に境がないわけですよ。観光資源としては海というのは非常に大きなものなのですよ。景観の阻害といったら、抜本的です。これは確かに国に押しつけられている。国に押しつけられているというのは、アメリカに押しつけられていると私は思っていますけれども、例えば、拒否すると。外航船、要するにアメリカに行ったり、ソ連、中国はどうなのですか。やるのですか。ソーラス条約を批准しているの。

（港湾）港政課長

ロシアも中国も批准はしていると聞いております。

山口委員

聞いておりますと。そうしたら、今までの日程で彼らも同じようにアメリカ製の監視カメラをつけて、フェンスを張ってやるわけですか。そういうふうなことを聞いていますか。

（港湾）工務課長

改正ソーラス条約では、監視カメラをつけなさいとか、具体的にフェンスを何メートルにしなさいということはどうたっていないわけですよ。それで、その国ごとの基準を設けてやりなさいということになっております。ですから、日本なんかですと、例えば、我々が考えているのは、人的対応だとけっこうお金がかかるというようなこともございますから、どちらがいいかという、そういうことも検討しながら行いたい。あるいは、今、委員がおっしゃったように、あまりお金がないような国でアメリカ製のカメラということをやられましたけれども、そういう警備員等をつけて対応するというのであれば、それで特に改正ソーラス条約の中では、それがだめだとかいいとかということとは書かれていません

山口委員

そうしたら、対応そのものは、国が各自治体でこの重要港湾を持っているところについては、めいめいでやりなさいということでもいいわけですか。国からは一律にこういう基準でやりなさいというのが来るわけですか。当然、

補助事業になってしまっているよね、直轄でやらないということですから。そうすると、きちんとした国の基準に従ってどこの港もやれということになるわけですね。そういう感じなのですか、これは。

(港湾) 港政課長

それぞれの国での対応というのは、多少は異なると思いますけれども、日本の場合は国が決めた基準に従ってやらなければ、逆に国の承認を受けられないと。その承認を得られなければ、ソーラス適合の港と位置づけられないという話になりますので、結果的には、国から示された基準どおり整備しなければならないというふうに認識しております。

山口委員

最初、僕がソーラスのことを調べたときには、例えば小樽に立ち寄ってアメリカに行ったりすると。そして、アメリカから来た場合に、小樽港がこういうふうな設備を整えていなかったら、入港はしないわけですよね。そういう意味でマイナスになるわけですよね。実際的に、そういう外航船が小樽に来ていて、それが他港に行くというようなケースで影響が出るわけですが、実際に小樽港はお金がないからやらないよと。こんなことは直轄でやらない限りやりませんといった場合に、要するに実害、そういう意味では、ポートセールスもされているわけですが、実害というのは甚大になるわけですか。毎年、管理費だってかかるのですよ。ましてや観光客が減りますよ。そうでしょう、実害があるわけですよ。国際的な状況が変われば、一過性とは言いませんが、これはアメリカ政府が押して改正をやったわけですから、これはテロ対策ですよ。だから、そういう状況が変われば、基本的にはそれがよくなる可能性だってあるわけだし、そういうことを考えれば人的に対応した方がいいのかなと私も思ったりもするのですけれども、今、質問二つになってしまったけれども、実害はあるのですか。

(港湾) 港政課長

実害と申しますは、その設備をしていなかった場合に、入港を拒否されたり、また、こちらに入港するのも避けられるという可能性があるという言い方しか、今はされていないのです。国それぞれの対応になるかと思えますけれども、アメリカについては、もちろん言い出しっぺでありますので、恐らくそういう整備をしていない港からアメリカの港に入るということは、なかなか難しくなるのかなというふうに思っております。

山口委員

小樽からの船なんてないでしょう。

(港湾) 港政課長

パナマックスといいますが、穀物を取り扱う船が若干ございますので、全くないわけではないのですけれども、アメリカについては、そういうことの可能性が大きい。あとは、中国、ロシアについては、この辺は全く今のところやってみなければわからないという状況でございます。確かにアメリカの船も数はそんなに多くはないのですけれども、大きな船で、小樽港の大きな位置を占めている穀物、麦関係ですけれども、アメリカから持ってきますので、それも5万トン近くの船で入りますので、その辺の小樽港における取扱貨物量のけっこう大きな比率を占めてくるものもございまして、船が入ることによる港湾施設の収入というものもございまして、影響は小さくないと思っております。

(港湾) 工務課長

今の質問でございましてけれども、今持ち合わせている資料の中では、一般貨物の輸入については、小樽港の場合、外国貿易の輸入のトン数からいきますと、約63.5パーセントが北アメリカから来ております。

山口委員

それは、例えば、岸壁全部を使うわけではないでしょう。広範囲に全部やるというようなことになって、これが入ってくるのはどこなのですか。中央ふ頭なのですか。

(港湾)港政課長

パナマックスが入れるのは、勝納ふ頭の1番バースというところと、中央ふ頭の4番、港町ふ頭の5番、それから第3号ふ頭の14番。

山口委員

第3号ふ頭の14番。ここにも着くのですか。

(港湾)港政課長

あそこに小樽開発埠頭の穀物関係がございますので、ここには着きます。

山口委員

何かうまい手を考えなければいけませんね。特に第3号ふ頭については、これ図面で見たら、全部フェンスを張ることになっていますね。第3号ふ頭というのは、特に今、港湾計画の中でも、観光対応のふ頭として、ましてやクルーズ船なんかも誘致をしている港です。非常に感じいいというか、一つの景観になっていますけれども、こういうものを傷つけられるものであれば、当然その計画は全部出ていますから、その整合性の問題もありますよね。だから、この措置が継続的にずっとやらざるをえないというようなことになれば、大変なことになりますけれども、一定の経過措置みたいなところで、例えばこの部分については、警防上のそういう対応をするということもできるかというようなことも含めて国とぜひ折衝してほしいし、もう一つは、これは我々議会の側も降ってわいたような話でしょう。先ほど港湾部長もおっしゃいましたけれども、初めは直轄でやると言っておいて、国もお金がないからと。要するに外交的な話でしょう。それでお金がないときに、新港も入れたら、6,700万円になると言ってますから、負担が2億6,000何万円にもなるわけです。それも早急にやりなさいと。やる内容についても、これは基本的に補助事業になってしまったら、国で同じことをやるわけですから、そういう意味でいうと、大変なことなのです。ですから、国で直轄でやれということを議会としても、当然我々皆さんにもお願いしたいけれども、決議をして国に嚴重に抗議をするというようなことが必要ではないのですか。それを私はこの件については、議員の皆さんにもお願いして、この件については終わります。

合併問題について

本題に入ります。

今議会は、本当に市の財政がひっ迫しておりまして、その財政再建をどういうふうにするのかと。けっきょく市単費でやっているサービスをぼんと落としていく。廃止したり、削減したりしていくと。また、市職員の皆さんも、毎年3パーセント、5パーセント、7パーセントという形で、給与の削減というようなことで暗い話ばかりですよ。小樽は、そういう点では全くまちづくりについては、行政の皆さんと市民が一体になって何とかこのまちを盛り立てていこうということで頑張ってきたと思うのです。それでも、このような財政状態になってしまうというのは、単に市の責任だけではない部分もあるのです。今のソーラス条約ではないですけれども、基本的に国の行革、財政改革の一端、一端というよりも大半を地方に押しつけてきて、地方が犠牲を強いられるという構造なのです。そういう中で、我々議会も含めてですけれども、理事者の皆さんも四苦八苦していると。確かにしり馬に乗って箱物をつくったり、余分な物をつくったり、過大なものをつくった部分もあるのですよ。けれども、やはりその部分については、交付税で後から戻すという話もあったわけですから、そういうのもけっきょく履行しないということですから。そういう意味でやっぱりそのことについても、私は市長には強く白旗立てても国に抗議に行きなさいなんてことを言いましたけれども、議会としても、三位一体の改革については、国が地方に負担を押しつけないと、そういうことを約束をしてもらうように、しっかり決議しておくべきだと思います。これは、皆さんに提案しておきます。

そういう中で、何か明るい展望というか、小樽市の今後の戦略的な展望というものを、私はぜひ皆さんで考えて、持つ必要があるのではないかと。そういう観点から、本来はこの委員会では論議にたぶんならないのだとは思いま

すが、いわゆる中小企業の皆さんもたいへん苦勞していらっしゃいますし、そういう中で先ほど古沢委員も、この間の予算特別委員会場で佐藤委員長も問題とされましたけれども、そういういわゆる困っていらっしゃる経営者の方々に対しての、助成策がカットされていくわけですよ。そういう意味でいうと、市がお金がないから事業も起こせませんが、何とかそういう方々に仕事が行くように、中小企業に対する振興策を我々自身も考えなければいけませんし、そういうことも含めて、私は合併の問題をここで取り上げさせていただきたいのです。

合併の問題については、私も資料を若干読ませていただきまして、今年の1月でしたか、赤井川村との合併が赤井川村民の方から提案があって、小樽市の方に合併協議会の申入れがあって、言ってみれば、時期尚早だということとかわかりませんが、小樽市の方で議会に付議することをしないとということで結論が一たん出されているのです。特段、何か赤井川の方からのこういう施策をしたいので、小樽と一体になってやりたいというようなことではなくて、国の合併について期日もありますし、それに沿ってただ出たというようなところもあるわけですから、当然そういう結果を出されたのは仕方がないと思いますが、私は、前回のこの委員会でも農政課に、農業特区についてちょっとお尋ねしたところがあります。今日、資料として、私もいただきました。千歳で農業特区をやっているのですが、10月10日の申請で11月28日に認可がおりている農業特区、10アールの特区です。これについて、まず農政課の方から説明をしていただければと思います。

(経済)農政課長

構造改革特別区域法、去年制定されたものですがけれども、農水省の管轄で、十あるうちの一つなものですけれども、構造改革特区における農地取得において加減面積というのがあります。これを勘案しようというもののなのです。北海道の場合は、一般的には2ヘクタールなのです。2ヘクタールで土地の売買ができる。小樽市の場合は、知事の告示でもって30アールということになっておりますけれども、これはいわゆる担い手がない、それから、遊休農地が増える、こういうものに対して、戦後の農地法の緩和をしようというものの構造特区でございます。

それで、千歳の方に駒里地区という地区がありまして、この地区を農業としては520ヘクタールほどありまして、千歳川の用水路計画が何かの土地だということなのですけれども、先ほど委員がおっしゃったとおり、10月10日に申請しまして、農村再生特区ということで認定になったものでございます。それで、先ほど言いましたように、千歳は現行、2ヘクタールの部分を10アールで土地の売買等を可能にするという特区を千歳市で設けて、その後いろいろ施策がありますけれども、こういうもので地域を活性化しようということでございます。

山口委員

これまで、国の農政というのは、いわゆる規模拡大というか、機械化規模拡大ということで進めてずっと来たわけですよ。私はこの千歳の特区の認可が下りたとき、びっくりしたわけです。10アールといったら、300坪ですよ。これ宅地と一緒に。要するに、晴耕雨読で趣味で農業をやってくださいと、それでもいいよという意味ですね。一般の人が農地を買って、趣味で農業をやって、家を建ててもけっこうですと、こういうことなのです。こういうことを本当に私たちは待ち望んでいたわけです。例えば、今、小樽は30アールですね。ただ、小樽というのは、農地の売買がなかなかない地域だとおっしゃいましたよね。また、景観のいいところがあるわけでもないわけです。私は、合併の話でなぜ申し上げたかということ、赤井川村はたいへん風光明媚だと。小樽市にも近いし、非常にイメージのいいところなのです。ただ、知られていないのです。今、赤井川村も合併問題で、後志の他町村と、それからまた、小樽市等も含めて両てんびんをかけて、まだ決定していないのです。赤井川村は、ある意味では千歳空港や札幌市にも、小樽市に近い、言ってみるならば、利便のいいところにあります。そういう意味でいったら、千歳の駒里地区よりも本州の人にとってはるかに魅力的な地域だと思います。これは小樽市と合併しなくても農業特区の申請はできますけれども、小樽の知名度で、あとは情報誌にいろいろ小樽ということができるわけですから、例えば30アールとしましょう。30アールといいましたら、900坪ですよ。そういうところに特区として申請をして、なおかつ、今、別途に国交省で景観法というのを制定しようとしていますが、これを今読みますと、来年の通常国

会にも出して、年度中に施行も出すという話ですけれども、新しい景観を地域で形成をする計画を立てることができるわけです。規制を市町村長ができるわけです。規制に合わない場合は、市町村長は変更を命じることができるというわけです。これは今の話とはまた別個にでも、例えば堺町通、あそこはいろいろ看板とか旗を出したりというようなことがあって、自主規制ができればいいのしょうけれども、できない場合には、商店街など統一したまち並みをつくりたい地域は、全員と景観協定を結べば、建物のほか自動販売機の色やショーウインドウの照明など細かな取決めの規則を決めるということができる。それに反したものについては、基本的には市町村長が変更を命ずることができるし、罰則を設けられることもできるとなっています。

今、赤井川のことで私が申し上げているのは、農村景観みたいなものを地区指定をしてつくっていくことができる。私が思いますには、リタイヤされた方、また、都市でリストラされた方、そういう方が今たくさん出ているわけです。しかし、今、農村風景の中で、最後の人生を晴耕雨読でやりたいというような方でも、これまで、赤井川村は2ヘクタールでしたから、そういうところに家を建てて農業をやるというようなことはしませんよね。それに農業委員会がありますし、耕すことが条件ですから。言ってみるならば、30アールぐらいであればじゅうぶんにファームもつくれるし、自家製の野菜もつくれるわけですし、それなりに農業機械といっても、10万円や20万円の小さな耕運機でやれるわけですから、そういう意味でいうと、そういう方々が当然そういう土地を求めて入ってらっしゃる可能性がじゅうぶんに高い土地だと思うのです。まして、小樽でそういうところがあるということであれば、応募をかければ、道内でいえば、札幌周辺の方とか、本州からでもたくさんいらっしゃると思います。そういう中で、新たに、当然これは地域を決めてやりますけれども、相当な区画をやれると思います。

現状、赤井川は1反10万円で売買されていますから、例えば30アールでいいますと、おおよそ3反ですから、30万円ということですよ。土地代は30万円でなおかつ家が建って、要するに農地も手に入って家も建てられるということですから、それをもって、なおかつ先ほど申し上げたように、景観地域指定をして、一定の統一した景観を生み出していくように誘導していけば、新たな農村の風景ができるし、また、入植された方々は、リストラされた方だったら、ある程度のお金がいりますから、たぶん予想するに、ファームステイにでも滞在していただいて農業を体験していただくと。そういうことを国が奨励していますけれども、専業農家はなかなかそんな暇がないものですから進んでいなかったわけです。これが一気に進む可能性がある。そういう意味で、ぜひともこの赤井川村との合併論議を再開していただいて、こういう観点から折衝を始めていただきたいと、そういうように思うのです。

もう一つは、財政的な側面から合併特例債とか、あと交付税の激減緩和措置とかというのがありますので、それについて若干財政的な側面で、財政効果とはいいませんが、小樽市が評価したいなという部分があったら、経済部長の方で、前、企画部次長でしたからご存じだと思いますので、ご存じの部分だけでけっこうですので、お話をしてください。

経済部長

農業を利用したまちづくりというのですか、そのご提案をいただいたのだと思います。お話のとおり千歳の関係も読ませていただきましたし、確かに赤井川というのは、そういう意味では将来的に魅力のある場所で、赤井川村がやろうとしてもやれるのだらうと思います。ただ、今、山口委員がおっしゃるのは、小樽ブランドをそこで一緒にやることで、さらに相乗効果ということだと思います。確かにそういう形ができれば、これは一つの全国的な例として可能性のある提言かなというふうには思っています。そして、赤井川村自体は、ご存じのとおり海のないところで、今、30パーセントぐらいの方が、農業に従事しているまちですから、ほかの産業といってもなかなかないところなので、農業で生きていくというのが基本なのだらうというふうには思います。去年の合併の論議をやっているときに、たまたま担当しておりましたので、赤井川の村長なり、役場の方あるいは民間の方も含めているいろいろな話をさせていただいていますから、一概に私の方から赤井川村に声かけますとは、なかなか言えないのですけれども、赤井川村自体は、今、実は三つの選択肢で合併論議を進めていまして、先ほどありましたとおり、小樽市との

合併という考え方と、余市町を中心とした5町村の中での基本的な考え方と、もう一つは単独で生きていくという、この三つの選択を議論して、来年の春ぐらいには一定の結論を出して、住民の皆さんに意見を問うて、最後の判断をしてもらおうと、村長はおっしゃっています。ですから、その段階で、小樽市の方からこういういい話があるのだとアプローチする手もあるのだらうと思うのですけれども、一つは、赤井川村の方の一つの考え方を待って、小樽市ということになれば、今みたいな話も含めて当然私どもとしてはしていかなければいけないし、小樽市長も合併に関していえば、赤井川村次第ですということを申し上げているのです。赤井川村の方が小樽と一緒になろうということであれば、我々もじゅうぶん論議したいと言っていますから、当然そういうふうになれば、そういう話も受け止めて、議論は展開できるのかなと。ただ、今すぐ赤井川村に行って、この話をすると、何となく小樽市が赤井川村に若干干渉するというような形になるかもしれませんので、少しその辺は慎重に対応しなければならないと思いますので、そんな経過でありましたので、そういう形で臨もうかなという感じがしています。

山口委員

聞きたかったのは、合併特例債のことなのです。それと、普通交付税が何かいわゆる激減緩和措置で15年はそれを見ますよと。今、交付税が減らされていますよね。そのことも、ここに書かれているようなことなのかなと思ひまして、ちょっとお聞きしたかったのです。

経済部長

合併特例債の関係は、1年離れていますので、あまり正確かどうかは別にして、特例債についての優遇措置というのは、当然あります。そして、17年3月の合併の期限がさらに1年間伸びたと聞いていますから、そういう意味ではそこまで判断すると、特例債の優遇措置というのは当然として存在するだらうと思います。交付税の関係は、これも国がいろいろな言い方をしているのですけれども、必ずしも、今ある交付税をそのまま保障するよということではないのです。どちらかと一緒になってプラスアルファになったときに、両方の交付税を保障するということでは決していないのです。その辺あたりもかなり複雑なしくみになっていまして、詳細については企画の方で押さえていると思いますけれども、単純に交付税、今までのは何年間保障するから、その中でやりなさいという形には基本的になっておりません。そこら辺はもう少し詳細は企画部の方と、打合せしてお知らせしたいと思ひます。

山口委員

一概に合併すれば、国の言うように合併特例債が発行できて、道路をつくれるよ、箱物もつくれるよと。言ってみれば、これは景気対策でやろうとしているのではないかと思うくらいですけれども。それだけでもなくて、わりと使えるものがあるのですよね。それから、普通交付税も何かあいまいに書いてありますけれども、言ってみるならば、少なくとも交付税が減少しないように激減緩和措置というのは、15年度に当たって様子を見ると書いてありますし、普通交付税を全額保障すると言っているわけですから、これは5か年度は保障するというのだね。また、5年、そこら辺を延長すると言っているわけですから。それはまたやらせてみてということでしょう。だから、いわゆる合併しない都市よりも若干有利になるということは間違いのないのですよね。ある意味は、交付税11.何パーセントも入れていたものを減らされたらしようがない。だから、そういうのが実際に緩和されているのかなと。全く全額保障されていない。だから、これはけっこう大きなことですから、そういう観点からも、今、先ほど私が言ったような観点からも、もう一回、合併の論議を真剣に庁内でもしていただくよう要望してもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

地域経済活性化会議について

今、地域経済活性化会議というものが産業振興課が事務局でされているのですね。何度か会議されているようですけれども、その論議の内容、どんなものを話されているのか、報告していただきたいと思ひます。

(経済)産業振興課長

6月6日に発足しまして、12名の委員の方で地域経済活性化会議を行っております。その中では、経済にとって

即効性のあることということで、1年もしくは二、三年で即効性があることはどういうことだろうかということで、今、テーマとなっておりますのが、観光機能を活用しての地域経済の振興策ということで行われております。今まで会議は7回行ってまして、その下にワーキングをつくっています。そのワーキングは、観光を高度化するというためのワーキンググループ、また、既存産業をどういう形で観光の産業と結びつけて生かしていくかということのワーキンググループ、また、人材を育成することが必要であろうということで、人づくりワーキンググループ、この三つによって検討しています。その中で、主なものとしては、観光を高度化するという中では、ブランド力を高めるということが必要であろうということで、小樽のブランドシステムを構築するという形をできないかという部分が主に議論されています。また、既存産業活性化、既存産業がかかわっていくということでの活性化のワーキンググループですが、これは対外キャンペーンの中でまた市場調査をして、その中で観光化に対応した地場産品づくりということができないかということで、地元企業の連携の新製品開発ということで、今、話し合われています。また、人づくりワーキングということで、人材育成になりますが、各種団体のいろいろなセミナーが行われています。そういう部分も調査をして、各企業の従業員に小樽を周知をするセミナーですとかを含めて、ニーズに合った人材育成のためのセミナーづくりをしようという部分と、また、起業家の育成ということで、今、キッズ・ベンチャーだとかいろいろな部分で産学官連携して、人材育成を行っておりますけれども、それでの起業家育成のプログラムができないかと。また、イベントによって人材を育成できないだろうかということが、人づくりワーキングの中で主に検討をされているところでございます。

山口委員

私は、前の議会でも一般質問で話をしましたけれども、何せ小樽の観光が言ってみるなら、地場のもので地場調達して産品が売られているということが一番重要なのです。そういうことで、何とかこれから育てて、そういうふうな形にしていかななくてはいけないのではないかと申し上げたのですけれども、そういう観点で何とか地場、特に北海道物産展にも、私は、20年ぐらい行っていますが、小樽の産品がなかなか出てこないのです。新産品がなかなか出てこないのです。特に海に関して漁師もいるわけですが、海産物等を、それでも弱いのです。釧路とか函館とか、農産物でいったら帯広とかというような、いわゆる道央圏に遠いところの方々が一生涯懸命商品開発をやっていらっしゃる。そういう意味で、せっかくこれだけ小樽は知名度がありますから、それを生かして何とか商品開発をやっていただくように、これは企業の方々も大勢入っていらっしゃるようですから、そういうところで努力していただきたいなと。そういうことで、リードしていただきたいなと思います。

観光基本計画策定について

もう一点だけ。観光基本計画が立ち上がりましたけれども、それについて、先ほどもお話をされましたけれども、今の経済活性化会議との若干関連があるわけですが、抱負をお聞かせいただければと思います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

産業振興課長の方から地域経済活性化会議、特に観光関連ということでお話がございましたけれども、冒頭、産業振興課長も申し上げたとおり、地域経済活性化会議につきましては、地場産業、地場経済、即効性のあるものということの切り口から観光というのが一番、入口論としていいのではないかと進めていただいているところです。私どもの観光基本計画の策定に関しましては、前にもこの常任委員会で答弁させていただきましたけれども、小樽観光の将来のあるべき姿、将来というのは、どこかということになるかもしれませんが、少なくとも5年先、10年先という観点で、今、計画づくりを進めていこうとしていますので、そういった意味では地域経済活性化会議が起こした、出来合いの形をそっくりそのまま基本計画にのっかるかと、そういう議論というのは、これから先の問題になるというふうに思っていますので、その辺はじゅうぶんいただいたお力はフルに使っていかねばならないと思いますので、そういう意味では、深い連携は持ちながらいろいろと議論していきたいというふうに考えております。

山口委員

委員の顔ぶれも書面でいただきましたけれども、なかなか一生懸命やっていただけるような委員の顔ぶれになっています。たいへん期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

改正ソーラス条約に伴う港湾保安対策について

今までいろいろな方々から既に質問があって、ある程度練られているのかなとは思っていますが、私からも港湾保安対策について、どうしても気になることがあります、お聞きしたいと思います。

景観上とか、親水性についてもお伺いしようと思ったのですが、ほかの委員から質問がありましたので、別の観点で一つだけ。山口委員の方からお話があったように、この対策が緊急に行われるようになったのは、テロリストに対する施策ではないかというようなお話があったのですが、そういう観点でよろしいのでしょうか。

港湾部長

先ほどもお話が出ましたが、今回、当初は平成16年、17年の2か年で整備するというお話、そういった中で、今、森井委員からお話がありましたけれども、やはりイラク問題、そしてテロの危険がいまだになお高まっている状況にあるという中で、我が国といたしましても、これ以上先送りする状況にはないという国の判断から、こういう状況になったということでございます。

森井委員

ちなみに、このコンテナヤードや客船バースがあったり、その他の貨物船に関しては、新設定という形で組まれているようですが、実際にこれがフェンスが張られたとしてですけれども、B設定が2メートル40、Cが1メートル80、張られまして、その外来船とか船が何か不自由になる点というのはあるのでしょうか。

(港湾)港湾振興室長

やはり岸壁背後ということになりますと、船そのものの荷さばきだとか、人の出入りだとか、そういったことがごく直近の中でやられるということは、私どもとしましては、現在の荷形態、そういったものの中では、コンテナヤード以外のところは、さまざまなデメリットの方が多少なりとも大きいのかなというふうには感じております。

森井委員

荷役に来る方々、また、先ほど釣りの話もありましたけれども、市民の方々が海に接する場合とかにとっては、すごい不自由になると、すごく私自身は感じているのですけれども、今、こういう色分けでついていますが、それ以外のエリアというのは、今後どのような形になるのですか。

(港湾)港政課長

今、色をつけた部分は、ある程度国の基準に従って、外国からの貨物船もしくは旅客船が1年にその基準以上入る岸壁ということで色をつけてあります。それで、第2号ふ頭ですとか、厩町岸壁ですとかは、外国船の入港頻度が少ないものですから、対象にはなっていないということになっておりますけれども、これはこれで現状のままであれば、特にこの保安対策を施す必要はないというふうに考えております。

森井委員

私も最初に部長の方からお話をいただいたように、これはテロリスト対策だと思っております。しかしながら、もし私がテロリストだったら、何のためにフェンスを立てるのかというのを思うわけです。そのために、市が2億円のお金を出して整備するというのは、どんなものなのかなと思っておりますが、いかがですか。

港湾部次長

今、保安対策というのは、先ほども部長の方から、テロ対策ということでやっていますけれども、これはあくまでも外国船が接岸する場所、その部分にテロ行為をされないように、人なり、そういうものが容易に入れないような形にすると、そういう施設になっていますので、船が着く場所場所で考えていかなければならないのかなど、そのように思っています。

森井委員

私は、国の対策にしては、ずいぶんとお粗末ではないかとなという感覚なのですよね。特に苫小牧の出光のような、この間火災がありましたけれども、あのような場所に対して、もっと厳重なフェンスを張るとか、そのような形で小樽市でも同じようにタンクがありますから、その周辺をさらに囲うとかというような話なら、よくわかるのですけれども、いわゆる諸外国とのやりとりの中における貨物船や客船に対してフェンスを張るというのは、私にはとても不思議な現象で、ただただ小樽と諸外国との出入りが不自由になるということだけであって、全くテロ対策にはなっていないような気がするのですけれども。今、見解をいただきましたので、これ以上の質問はしませんが、ただ、このような現状のまま国の方針に従って、このフェンスをただ張るというのは、私は港湾保安対策というのは、すごく賛成していますし、必要だと思っています。しかし、この施策はちょっとお粗末だと思っていますので、今後の流れをもう少ししっかり見て、もう一度判断していただきたいという要望をしたいのですが、それに対する見解をお願いします。

(港湾)工務課長

まず、この図面なのですけれども、これは少し誤解を受けているかなという気がしたのです。というのは、この位置にフェンスを張るということではなくて、ここのバースが対象になりますということなのです。ですから、当然岸壁にフェンスを張れば、そこで荷役ができなくなりますので、そういう意味ではないという。

それと、最初に国の方からソーラスの話聞いたときには、港そのものをテロリストから守るということになれば、例えば空港のように完璧にもう全部囲って入れなくするような、そういう相当な施設をやらなければ、それはできないだろうと思います。ですから、港そのものが何かされるとということに対してまでは、とてもできないと。要は、外国船が入ってきて、そこに接岸して、その船に対して何かをされるとか、今、積み込もうとしている荷物にいたずらとか何かされると、そういったことを防ぐという目的でという、その程度までを考えているということ、最初に国の説明を聞いたということです。

港湾部長

今日初めてこういう形で具体的なイメージ図なのです。ですから、先ほども申しましたように、あまりにも金目の話だけで今、先行してきていると。お宅の市は、港湾は何ぼ金出せるのだと。このような形で、国土交通省サイドから来ているわけです。それに対して、我々も憤慨しているのですけれども、本来、国内法を整備する、そしてそれに伴う具体的なガイドラインを明示してくる。そういったものは、今、ちらほら案は出てきています。でも、今後、国も急いでいるという観点から、具体的な保安規定が、今、基準が示されますけれども、いずれにしても、こういう金目だけの話で来ているものですから、我々も今、このやりとりさせていただいている中で、正直申しまして、なかなかつらいのです。ですから、先ほど申しましたように、私どもも国に対しては、金目の支援策と、それからもう一つは、具体的にこれから実施設計をしていくわけですから、そういったものを具体的に早急に示していただきたいということを強く申し入れていきたいと、こんなふうに今考えておりますので、もう少し時間をいただきたいなど。たいへん恐縮でございますけれども、そういう現時点の状況でございます。

森井委員

わかりました。今後、かなり早急に動いていくと思うので、できるだけ明確に細かくいろいろと情報を提供していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

起業家育成セミナーについて

それでは、次の質問に入ります。

もうかなりいろいろな方々から質問が生まれて、私が聞こうと思っていたことも既にいろいろとお話もあったので、本当に幾つかだけなのですが、質問させていただきます。

起業家育成セミナーが今年度行われたと思うのですが、今年度の経過、内容とか状況又はその参加者の反応等はいかがだったでしょうか。

(経済)産業振興課長

今年に入りまして、10月から12月までの3回なのですが、起業家育成のワンランクアップ塾ということをしていただきました。こちらは、昨年5月から専門家による経営相談窓口を開設させていただきました。その間、平成15年度だけで93件のご相談がありまして、その中で起業化に関するものが25件ありました。そこで、私どもにご相談いただきまして専門家をご紹介して、起業化になったのは5社です。起業して1年未満の方が7社ありまして、計12社の方が起業化したということで、これは非常に大きな数字だなと思いついて、これを受け止めたときに、その皆さん方が課題として抱えていることは何だろうと考えましたところ、やはりワンランクアップするようなセミナーをしたらどうだろうということで、皆様に意向をお聞きしました。そうしましたところ、やはり悩んでいるのは資金繰りですとか、又はその次の年にやります申告ですとか、そういう部分、また、自分で事業戦略をつくっているけれども、専門家によく聞きたいということがありましたので、今回、10月、11月、12月の3回なのですが、それぞれ金融、経理、税務のこと、又は支援制度はどういうものがあるか、雇用又は労働に関すること、又は事業戦略の立て方などについて、行ったところです。また、皆様から今後もそれぞれ参加された方、11名の方がおられますけれども、その方々にしっかりご意向を聞くということで思っていますが、この間、先日もお聞きしましたところ、これは続けてほしいということでお聞きしております。

森井委員

今年3度行われたということですから、来年度の予定とかは、何か入れられてるのですか。

(経済)産業振興課長

今回、お受けになった方につきましては、今月中にご意向を確認しまして、ワンランクからツーランクになるのか、そういう部分でどういう形でいくかという部分のご意向を確認して進めさせていただきたいと思っています。また、起業化というのは非常に大切だと思っていますので、その調査ということで平成16年度につきましては、じゅうぶん起業化をする方々に対しての、どういうニーズがあるのかということを含めて、どういうことで創業したいのかということを含めて、調査を行わせていただこうと思います。それを踏まえて、今後、支援策というのですか、セミナーのこともそうでしょうし、また、それぞれ専門家を派遣してほしいということもあると思います。そういうふうに対処していきたい、対応させていただきたいと思っております。

森井委員

今後、この小樽の経済に大事なことだと思うのですよ。新たに起業するとか、今若い企業を起こしている方々は、今後どれだけ活発になれるかということが、小樽の経済を左右してくるのではないかなと思っていますので、こちらの方にはできるだけ手厚く今後考えていただきたいと、そのように思っております。

小樽商科大学のビジネススクールについて

それに関連してなのですが、小樽商科大学に来年の4月よりアントレプレナーの学科、大学院の制度ができると思うのです。こちらの方の内容をもしご存じでしたら、ご説明願えますか。

(経済)産業振興課長

小樽商科大学のビジネススクールのことと思いますが、開設の目的としましては、お聞きしますと、現在の日本経済が、企業の事業規模が、事業自体が成功していないと。また、ベンチャー企業が少ない。また、組織が硬直化

しているという問題を抱えているという中で、そういうことを踏まえて、北海道経済はどうなのだろうかといったときに、よりそれが顕著に表れているのではないかということも踏まえて、今回、小樽商科大学ビジネススクールが来年の4月から開校するという事で聞いております。専任教員17名の対応で行わせていただくということで聞いております。こちらは大学院ですので、ここを2年間で終了して、単位を取得した方が経営管理修士となるというふうに聞いております。内容的にいいますと、入学資格については、一般の方と、それと社会人の方がおりまして、一般の方は大学卒となっておりますが、高校卒業又は短大卒業の方でも資格審査がありまして、それに基づいて入学の許可が出ると。社会人につきましては、大学を卒業後、2年を経過、実務を経験した方ということになっております。授業につきましては、平日なのですが、平日は18時30分からということで、仕事を持っておられる方も受講はできるかと思いますが、ただ、平日、月曜から金曜については、北海道経済センター内にあります札幌サテライトで行うと。それで、土曜については、10時半から17時40分までですが、本校、小樽校で行われるということで伺っております。あと、実際に応募、募集については、来年からなのですが、来年の1月7日から22日まで行われるということで伺っております。

森井委員

今、説明いただいたように、いわゆる経営関係の専門的な、ベーシックだというようなお話なのですが、専門的なものを知識として得られるというような学科だというように、私自身は聞いております。そこで、今後その起業家育成セミナーとかも指導、運営していきますし、小樽市自体もいわゆる税金をいただいて、その予算配分を考えていくという意味でも、市は運営していると思っているのですが、その経営セミナーに対して、私自身は市の職員の方々もどんどん出ていくべきだと思っております。特にこれはどちらかという職員課の方とかとのやりとりの中でだと思のですが、経済事情という中でひとつそういうようなことが職員の方から受けたというようなお話がある中で、参加していくことによって、プラスになると思っているのですが、経済部としてそういうような出来事があった場合、その見解をお願いできたらなと思うのですが。

経済部長

おっしゃるとおりで、私ども市職員、特に経済部の職員は、現下の経済状況の中でいろいろな政策についての議論をしたり、検証したり、やっていますので、知識習得という意味では、必ずしも全員が経済の勉強してきたメンバーばかりではなくて、いろいろな異動の中で動いていますので、そういう面での基礎知識を得るし、まさにワンランクアップの専門知識を得る場所ですから、そういった場所に参加できれば、これはいいことだと思います。ただ、ある意味では資格を習得するという場所であり、あるいは時間帯的には夜行ったり、それぞれの個人の事情の中で、よほど意欲のある方でないと、なかなかやっていけないのだろうと思います。ですから、経済部の職員の中で当然そういう意欲のある者がいれば、我々もサポートしながら行ってもらうような体制をとりたいと思いますし、逆にそこに行かなくても、これらビジネススクールの関係の先生たちとか、CBCというビジネスセンターの先生たちとの交流を持っていますので、そんな中でもいろいろな知識を吸収しながら、自分たちのレベルアップというのですか、そういった形の研修なりというのはじゅうぶんにやっていきたいなというふうに思います。

森井委員

最近では、経済の景気が厳しくて、職員の方々もかなり給料的なものも削減されてきていますけれども、逆にこういうふうに学ぶようなことに対しては、少しでも上げられないかなと。それは、こちらの経済部とのやりとりではないのですが、ぜひ、こういう経済事情を高める可能性のある資格に対して、取っていききたいというような話が職員の中であるならば、経済部としても、ぜひこういうことを支援していただければなと思っていますので、よろしく願いいたします。

国際ホテルについて

あと、最後に一つだけ私自身まだわかっていないところもあるので、通告していないのですが、先ほどの

見楚谷委員より国際ホテルの話がありまして、今後どのようになる可能性があるのか、幾つか挙げていただければと思います。

(経済)佐藤主幹

お話ししたとおり、2回目の競売が、今日は入札者なしで終わったということで、15日から1月5日まで特別売却期間になりまして、最低価格と保証金を積んで、悪い言葉でいうと、早い者勝ち的なことで、もしも買手がいたら、その方が所有者になってしまうのですけれども、その特別売却期間については、1回目もやったのですけれども、どなたも申出がなかったということですから、2回目もこの期間に申出がなければ、もう一度3回目の競売があるのではないであろうかというふうに言われています。

経済部長

もう少し具体的なお話を言える範囲でさせていただきますけれども、一つはあの建物自体が、今、RCCの競売にかかっています。RCCになぜ行ったかという、前持ち主の企業が倒産したという、その債権をRCCが買って今、競売をしているという形です。それで、実は競売の最低価格自体は、あまり高くないのです。ところが、残念ながら前の会社が滞納していた水道料金とかがかなり高額になっていまして、それを一緒に背中にしょっているものですから、最低価格は安いのですけれども、なかなか皆さん札を入れないというのが現状です。ですから、今、主幹から申し上げましたとおり、2回目もだめでした。3回目がいつかあるのだらうと思いますけれども、その中でも必ずしもどんどん最低価格下がっていても札が入るかどうかは、微妙な雰囲気です。ただ、問題は、あそこは地下1階にまだ多くのお店の方が営業をなさっています。市も上にプールを持っている。市が実は2番目の地権者なのです。ですから、そういう意味では市も大きな責任を持っていまして、今、小樽駅前ビルという、あそこを管理している会社とともに、地権者の皆さんと一緒にいろいろな会議の中で議論をやっていきます。ですから、市としても、駅前のある意味では、小樽のランドマーク的な場所ですから、そういう意味では、そのままにしておけない立場で、これは建築都市部が窓口になっているのですけれども、我々も一緒にいろいろな議論を展開していくというような現状です。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時50分

再開 午後4時58分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党。

古沢委員

議案第15号は反対、陳情第20号は採択の討論です。

趣旨は、質疑の中であらかた述べておりますが、議案第15号は、この大もとになる条例の改正そのものに、私どもは反対であります。

それから、陳情第20号は残念ですね。ぜひ、ここを他の会派の皆さんには丸を主張していただければ、理事者の皆さんにたいへん力強い後押しをすることができたのではないかとということだけを述べて、討論を終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第20号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第15号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。